



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(第75号)…………… 4

◇学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第76号)…………… 5

◇川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例(第77号)…………… 6

◇川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(第78号)…………… 6

◇川崎市久末老人デイサービスセンター条例を廃止する条例(第79号)…………… 6

◇川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例(第80号)…………… 6

◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第81号)…………… 7

◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第82号)…………… 7

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第83号)…………… 8

◇川崎市墓地条例の一部を改正する条例(第84号)…………… 9

◇川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例(第85号)…………… 9

◇川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例(第86号)…………… 10

◇川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(第87号)…………… 10

規 則

◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第85号)…………… 10

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第86号)…………… 11

◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第87号)…………… 14

◇川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第88号)…………… 14

◇川崎市動物愛護センター条例施行規則の一部を改正する規則(第89号)…………… 14

◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第90号)…………… 14

◇川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第91号)…………… 15

告 示

◇道路区域の変更(第666号)…………… 15

◇電線共同溝を整備すべき道路の指定(第667号)…………… 15

◇電線共同溝を整備すべき道路の指定(第668号)…………… 15

◇電線共同溝を整備すべき道路の指定(第669号)…………… 15

◇自転車等の撤去と保管(第670号)…………… 15

◇川崎市産業振興会館の指定管理者の指定(第671号)…………… 16

◇道路占用許可基準の一部改正(第672号)…………… 16

◇高津区北見方の一般国道409号予定地(自動車駐車場)入札占用指針(第673号)…………… 16

◇中原区宮内1丁目の都市計画道路宮内新横浜線予定地(自動車駐車場)入札占用指針(第674号)…………… 16

◇宮前区野川の市道宮前6号線予定地(自動車駐車場)入札占用指針(第675号)…………… 17

◇道路区域の変更(第676号)…………… 17

◇道路の供用開始(第677号)…………… 17

◇市道路線の認定(第678号)…………… 17

◇道路区域の決定 (第679号).....	18	◇農用地利用集積計画の制定 (第661号).....	29
◇道路の供用開始 (第680号).....	18	◇一般競争入札の執行 (第662号).....	31
◇市道路線の廃止 (第681号).....	19	◇開発行為に関する工事の完了 (第663号) .....	32
◇自転車等の撤去と保管 (第682号).....	19	◇開発行為に関する工事の完了 (第664号) .....	32
◇川崎市こども文化センターの指定管理者の指定 (第683号).....	19	◇開発行為に関する工事の完了 (第665号) .....	32
◇川崎市桜本こども文化センター・川崎市ふれあい館の指定管理者の指定 (第684号).....	22	◇土地区画整理法による換地処分通知の内容の掲示場所 (第666号).....	33
◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第685号).....	22	◇開発行為に関する工事の完了 (第667号) .....	33
◇生活保護法等による指定施術機関の指定 (第686号).....	23	◇一般競争入札の執行 (第668号).....	33
◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第687号).....	23	◇一般競争入札の執行 (第669号).....	35
◇生活保護法等による指定施術機関の変更 (第688号).....	23	◇条例環境影響評価方法書の公告 (第670号).....	36
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第689号).....	23	◇一般競争入札の執行 (第671号).....	37
◇生活保護法等による指定介護機関の指定 (第690号).....	23	◇一般競争入札の執行 (第672号).....	38
◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第691号).....	23	◇一般競争入札の執行 (第673号).....	40
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第692号).....	23	◇一般競争入札の執行 (第674号).....	42
◇景観計画の変更 (第693号).....	23	◇一般競争入札による貸付けの実施 (第675号).....	42
◇川崎市橘リサイクルコミュニティセンターの指定管理者の指定 (第694号).....	24	◇一般競争入札の執行 (第676号).....	45
◇川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定 (第695号).....	24	◇一般競争入札の執行 (第677号).....	47
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第696号).....	24	◇一般競争入札の執行 (第678号).....	49
◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第697号).....	26	◇特定非営利活動法人の設立の認証申請 (第679号).....	50
◇告示の訂正 (第698号).....	26	◇建築基準法に基づく意見聴取会の開催 (第680号).....	50
◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出 (第699号).....	26	<b>公告 (調達)</b>	
<b>税告示</b>		◇一般競争入札の執行 (第1号) .....	50
◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定 (第9号) .....	26	◇一般競争入札の執行 (第2号) .....	52
<b>公 告</b>		◇一般競争入札の執行 (第3号) .....	54
◇一般競争入札の執行 (第658号).....	26	◇一般競争入札の公告 (第4号) .....	56
◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会委員の選挙における当選人 (第659号).....	28	◇一般競争入札の公告 (第5号) .....	57
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第660号).....	29	◇一般競争入札の執行 (第6号) .....	60
		◇一般競争入札の公告 (第7号) .....	62
		◇一般競争入札の公告 (第8号) .....	64
		◇一般競争入札の公告 (第9号) .....	65
		◇一般競争入札の執行 (第10号) .....	67
		◇落札者等の公示 (第11号) .....	68
		◇一般競争入札の執行 (第12号) .....	68
		◇落札者等の公示 (第13号) .....	70
		<b>税公告</b>	
		◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第263号) .....	70
		◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送達 (第264号).....	70

◇納税通知書の公示送達(第265号)……………	70	選挙運動の公費負担に関する規程の 一部を改正する規程(第7号)……………	104
◇市税条例に基づく災害等による申告 等の期限の延長(第266号)……………	71	<b>区告示</b>	
◇市税過誤納金等還付(充当)通知書 の公示送達(第267号)……………	71	◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (宮前区第2号)……………	105
◇差押調書(謄本)の公示送達(第268 号)……………	71	<b>区公告</b>	
<b>上下水道局告示</b>		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第121号)……………	105
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第62号)……………	71	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第122号)……………	105
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第63号)……………	72	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第123号)……………	105
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第64号)……………	72	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第124号)……………	106
◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第65号)……………	72	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第125号)……………	106
<b>上下水道局公告</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第126号)……………	106
◇一般競争入札の執行(第101号)……………	73	◇住民票の職権消除(川崎区第127号)……………	106
◇一般競争入札の執行(第102号)……………	74	◇印鑑登録の抹消(川崎区第128号)……………	107
<b>上下水道局公告(調達)</b>		◇住民票の職権消除(幸区第45号)……………	107
◇一般競争入札の公告(第1号)……………	77	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(幸区第46号)……………	107
◇一般競争入札の公告(第2号)……………	80	◇公売公告兼見積価額公告(中原区第 70号)……………	107
<b>交通局規程</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第71号)……………	107
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規 程の一部を改正する規程(第12号)……………	84	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第72号)……………	108
<b>交通局公告</b>		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(中原区第73号)……………	108
◇一般競争入札の執行(第76号)……………	85	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第78号)……………	108
◇一般競争入札の執行(第77号)……………	86	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第79号)……………	108
◇一般競争入札の執行(第78号)……………	87	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第78号)……………	109
<b>交通局公告(調達)</b>		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(宮前区第79号)……………	109
◇落札者等の公示(第1号)……………	88	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第80号)……………	109
◇落札者等の公示(第2号)……………	88	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達(宮前区第81号)……………	109
<b>病院局公告</b>		◇住民票の職権消除(宮前区第82号)……………	110
◇一般競争入札の執行(第53号)……………	89	◇印鑑登録の抹消(宮前区第83号)……………	110
◇一般競争入札の執行(第54号)……………	90	◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(多摩区第90号)……………	110
◇一般競争入札の執行(第55号)……………	95		
◇一般競争入札の執行(第56号)……………	97		
<b>病院局公告(調達)</b>			
◇一般競争入札の公告(第1号)……………	99		
<b>消防局公告</b>			
◇サイレンの吹鳴(第21号)……………	103		
◇サイレンの吹鳴(第22号)……………	104		
<b>教育委員会告示</b>			
◇教育委員会定例会の招集(第31号)……………	104		
◇教育委員会臨時会の招集(第32号)……………	104		
<b>選挙管理委員会告示</b>			
◇公職選挙事務執行規程及び川崎市議 会議員及び川崎市長の選挙における			

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第91号)…………… 110

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(多摩区第92号)…………… 111

◇公売公告兼見積価額公告(麻生区第  
73号)…………… 111

◇国民健康保険料に係る納入通知書の  
公示送達(麻生区第74号)…………… 111

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(麻生区第75号)…………… 111

◇国民健康保険料に係る配当計算書  
(謄本)の公示送達(麻生区第76号)…………… 111

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(麻生区第77号)…………… 111

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
本)の公示送達(麻生区第78号)…………… 112

**正 誤**

◇第1,761号…………… 112

---

**条 例**

---

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第75号**

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する  
条例

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第9号とし、第3号から第6号まで

を2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則(市長の定める規則をいう。以下同じ。)で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、要配慮個人情報を保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 実施機関が情報公開条例第33条に規定する川崎市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて正当な行政執行に関連しその権限の範囲内において行われると認めるとき。

第8条第1項中「(市長の定める規則をいう。以下同じ。)」を削り、「第2条第6号ア」を「第2条第8号ア」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号に規定する個人情報ファイルの内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第8条第2項中「第2条第6号イ」を「第2条第8号イ」に改め、同条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨第17条第3号中「含む。」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第18条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第30条第2項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削る。

第45条中「第2条第6号ア」を「第2条第8号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正後の条例(以下「新条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)が保有している同条第8号に規定する個人情報ファイルであって、新条例第8条第1項第4号に規定する個人情報ファイルの内容に新条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報(以下「要配慮個人情報」という。)を含むものについては、新条例第8条第1項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ、次に」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例75号)の施行後遅滞なく、次に」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている新条例第2条第5号に規定する保有個人情報の保有に係る業務(新条例第8条第1項の規定による届出に係る業務を除く。)であって、新条例第8条第3項第4号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報を含むものについては、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「について、川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例75号)の施行後遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

(川崎市情報公開条例の一部改正)

- 4 川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 川崎市条例第76号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

- 第1条 川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年川崎市条例第74号)の一部を次のように改正す

る。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正)

- 第2条 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第41条の7第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

(川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正)

- 第3条 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第5号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

(川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

- 第4条 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成24年川崎市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の川崎市職員の自己啓発

等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第77号**

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例

川崎市動物愛護センター条例（昭和49年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
川崎市動物愛護センター	川崎市中原区上平間1,700番地8

第3条第5号中「で、その飼養希望者の依頼により」を「について譲渡しのために行うもの又は不妊手術を依頼された犬及び猫について生活環境の保全上の支障を防止するために市長が必要と認めて」に改め、同条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物の飼養又は保管の規制に関すること。

第4条から第6条までを削る。

第7条中「使用者が」を「センターの」に、「き損したとき」を「毀損した者」に改め、同条を第4条とする。

第8条を第5条とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条第5号に係る部分を除く。）は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第78号**

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第

7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第4条第1項中「（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターにあっては、法人）」を削る。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第9条を削る。

第10条中「前条に定めるもののほか、」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市久末老人デイサービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第79号**

川崎市久末老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

川崎市久末老人デイサービスセンター条例（平成15年川崎市条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第80号**

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号
川崎市わーくす川崎	川崎市川崎区堤根34番地15
川崎市わーくす中原	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号

を

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号
-----------	------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第81号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表5の項を次のように改める。

5	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	登戸駅前地区 C-1 登戸駅前地区 C-2 向ヶ丘遊園駅前地区 界限商業地区 界限共存地区 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区
---	---------------------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第82号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 宅配ボックスを設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1）

別表第2の1新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域の表中心商業業務地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共

用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加える。

別表第2の2山口台地区整備計画区域の表併用住宅地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加え、同表集合住宅地区Bの区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表低層住宅地区Cの区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号及び同表中層住宅地区Aの区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

別表第2の17白鳥4丁目地区整備計画区域の表複合住宅地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

別表第2の19川崎駅西口堀川町地区整備計画区域の表A地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加える。

別表第2の22久地地区整備計画区域の表C地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号及び同表D地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加える。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅前地区Bの区域の項の次に次のように加える。

登戸駅前地区C-1の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。） (3) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (4) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (5) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
--------------	-----------	--

登戸駅前地区C-2の区域	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。）でその敷地が都市計画道路3・5・8号登戸野川線に接するもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。）でその敷地が都市計画道路3・5・8号登戸野川線に接するもの</p> <p>(3) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(4) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(5) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</p>
--------------	-----------	---

別表第2の37寺尾台1丁目地区整備計画区域の表建築物の容積率の最高限度の項第1号中「、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）を」を「又は長屋を」に改め、「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第83号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項第1号中「次号」を「第3号」に改め、同項第4号中「前3号に」を「第1号、第3号及び第4号に」に、「前3号の」を「前各号の」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前号及び次号から第5号までに掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第17条第1項の表中

競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円

を

競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	245円
地域における催しに関する情報を提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,100円
保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市条例第84号**

川崎市墓地条例の一部を改正する条例

川崎市墓地条例（昭和31年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の2」に、「第17条」を「第17条の2」に改める。

第1条第2項の表中

「

川崎市緑ヶ丘霊園	川崎市高津区下作延 1,241番地	一般墓所
----------	----------------------	------

」

を

「

川崎市緑ヶ丘霊園	川崎市高津区下作延 1,241番地	一般墓所
		合葬型墓所

」

に改める。

第4条第2項中「する者」の次に「(その死後において自己の焼骨を埋蔵するため合葬型墓所を利用しようとする者を除く。)」を加える。

第5条中「埋葬場所」の次に「(合葬型墓所を除く。第9条第1項及び第17条において同じ。)」を加える。

第7条中「利用場所」の次に「(合葬型墓所を除く。)」を加える。

第9条第2項中「利用者」の次に「(合葬型墓所の利用者を除く。次項において同じ。)」を加え、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(合葬型墓所の利用権の消滅)

第9条の2 合葬型墓所の利用者が利用許可を受けた日(その死後において自己の焼骨を埋蔵するため利用許可を受けた場合にあつては、その死亡した日)から焼骨が合葬型墓所に埋蔵されずに2年を経過したときは、当該利用許可に係る合葬型墓所に焼骨を埋蔵する権利は、消滅する。ただし、当該期間内に埋蔵できないことにつき正当な理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

第12条第1号の表中

「

川崎市緑ヶ丘霊園	一般墓所	1平方メートルにつき	250,000円
----------	------	------------	----------

」

を

「

川崎市緑ヶ丘霊園	一般墓所	1平方メートルにつき	250,000円
	合葬型墓所	1体につき	70,000円

」

に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(合葬型墓所の使用料を徴収しない場合)

第13条の2 一般墓所、壁面型墓所、芝生型墓所又は集合同個別型墓所の利用者が、墳墓を合葬型墓所に改葬するため利用場所を返還し、合葬型墓所の利用許可を受ける場合には、合葬型墓所の使用料は、徴収しない。

第16条第1項の表に次のように加える。

「

合葬型墓所	1体につき	永年	30,000円
-------	-------	----	---------

」

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

(合葬型墓所における焼骨の不返還)

第17条の2 合葬型墓所に埋蔵した焼骨は、返還しない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市条例第85号**

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する  
条例

川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

5 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が地域のにぎわいを創出する取組又は公共施設の維持管理に資するものであることその他の公益上の理由があると認めるときは、川崎市屋外広告物審議会の議を経て、第4条及び第5条の規定を適用しないことができる。  
第39条第3項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第7条第5項の規定により第4条及び第5条の規定を適用しないこととするとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市条例第86号**

川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例

川崎市学校給食センター条例（平成29年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市中部学校給食センターの項中「川崎市中原区上平間1,700番地8」を「川崎市中原区上平間1,700番地373」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市条例第87号**

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「長の選挙における」を削り、「並びに議員及び長の選挙における」を「及び」に改める。

第6条中「(長の選挙における候補者に限る。)」を削り、「当該作成枚数が、」の次に「議員の選挙にあつては8,000枚を超える場合には8,000枚、長の選挙にあつては」を加え、「、70,000枚)」を「70,000枚)」に改める。

第8条中「当該候補者を通じて、」の次に「議員の選挙にあつては8,000枚以内、長の選挙にあつては」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

**規 則**

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市規則第85号**

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中

競技会、展示会 その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円

を

競技会、展示会 その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	245円
地域における催しに関する情報を提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,100円
保育所その他の社会福祉施設（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額に0.0025を乗じて得た額

に改め、同表備考に次のように加える。

4 都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額は、公有財産台帳（川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第44条第1項第1号に規定する公有財産台帳をいう。以下同じ。）に記載された当該都市公園の土地の価額を地積で除して得た額とする。ただし、当該都市公園の土地が公有財産台帳に記載されていない場合は、当該都市公園の近傍類似の土地の時価によるものとする。

5 算出した占用料の額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第86号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則  
川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の3及び第8条第1項第1号の表3の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第46号様式(1) (表) 中

「

⑬～⑭ 配偶者控除・ 配偶者 特別控除	配偶者	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平	円
		氏名	配偶者の 合計所得金額		
	個人番号				

」

を

「

⑬～⑭ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平	円
		氏名	配偶者の 合計所得金額		
	個人番号				
					<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

」

に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同様式(裏)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第46号様式 (3) 中

「

扶養親族 〔控除対象 配偶者含む〕
-------------------------

」

を

「

扶養親族 〔同一生計 配偶者含む〕
-------------------------

」

に改める。

別表第46号様式(13)を次のように改める。

第46号様式 (13)

外国の所得税等の額の控除に関する明細書													
この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によって県民税及び市民税の所得割額から控除を受けようとする場合に											氏名 _____		
市民税 申告書に添付して提出してください。											県民税		
当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算													
当年分の控除限度額	所得税法第95条第1項に規定する控除限度額 (イ)	円		国税の控除余裕額(イ) - (ホ)						(ハ)		円	
	(イ)の額に $\frac{6}{100}$ を乗じて計算した金額 (ロ)			県民税の控除余裕額((イ)+(ロ) - (ホ))又は(ロ)のうち低い金額						(ト)			
	(イ)の額に $\frac{24}{100}$ を乗じて計算した金額 (ハ)			市民税の控除余裕額((ニ)-(ホ))又は(ハ)のうち低い金額						(フ)			
	計 (イ)+(ロ)+(ハ) (ニ)			計 (ハ)+(ト)+(フ)						(リ)			
当年において課された外国税額 (ホ)						当年分の控除限度額を超える外国税額((ホ)-(ニ))						(ス)	
前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細													
控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			県 民 税			市 民 税			前年からの繰越額	当年のみ	翌年繰越額	
	前年からの繰越額	当年に計算する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に計算する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に計算する額	翌年繰越額				
年	(1)円	円	/	(2)円	円	/	(3)円	円	/	(1)円	円	/	
年	(4)		円	(5)		円	(6)		円	(2)		円	
年	(7)			(8)			(9)			(3)			
合 計	(ル)	(7)		(7)	(ハ)		(ヨ)	(ク)		(レ)	(7)		
当 年 分	(ハ)の額	(7)の額	(ハ)-(7)の額	(ト)の額	(ム)の額	(ト)-(ム)の額	(フ)の額	(ク)の額	(フ)-(ク)の額	(ヌ)の額	(7)+(カ)+(ク)の額	(ヌ)-((7)+(カ)+(ク))の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年の各年の国税の控除限度額		前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分		前3年以内の控除余裕額の当年の限度額への加算額			国 税 (7) 円		前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当年への繰越額		国 税 (7) 円		
年 (7)	円	年	指定都市				県民税 (カ)				県民税 (ム)		
年 (キ)		年	一般市				市民税 (ク)				市民税 (ケ)		
年 (カ)		年	指定都市				計				計 (キ)		
			一般市										
前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細													
控除未済外国税額の生じた年	県 民 税						市 民 税						
	控除未済外国税額	(イ)	当該年度控除額	(ロ)	翌年度繰越額(イ)-(ロ)	(ク)	控除未済外国税額	(イ)	当該年度控除額	(ロ)	翌年度繰越額(イ)-(ロ)	(ク)	
年度		円		円	/		円		円	/		円	
年度					円							円	
年度													

当 該 年 度 分						
計	円	円		円	円	

注

- 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載してください。
- 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ヌ)の金額に充てられるものを、国税、県民税、市民税の別に記載してください。
- 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(リ)の金額に充てられるものを記載してください。
- 各「前3年の各年の国税の控除限度額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の控除余裕額がある年について、その年分の所得税法第95条第1項に規定する控除限度額を、各「前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分」欄は、地方自治法第252条の19第1項の市にあっては「指定都市」欄に「○」を、それ以外の市町村にあっては「一般市」欄に「○」を記載してください。

別表第48号様式 (2) 中

「

控除対象 配偶者	配偶者特別 控除の額
老人	

」

を

「

(源泉)控除対象 配偶者の有無等	配偶者(特別) 控除の額
老人	

」

に、

「

控除対象 配偶者
-------------

」

を

「

(源泉・特別) 控除対象 配偶者
------------------------

」

に改める。  
別表第48号様式の2(2)中

「

控除対象配偶者
---------

」

を

「

源泉控除対象配偶者の有無等
---------------

」

に、

「

控除対象配偶者			
(フリガナ)		区分	
氏名		分	
個人番号			

」

を

「

源泉控除対象配偶者			
(フリガナ)		区分	配偶者の合計所得 円
氏名			
個人番号			38万円 以下

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の規則の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第87号**

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則  
(平成21年川崎市規則第90号)の一部を次のように改正  
する。

第4条第4号中「第5条第6号から第12号まで」を  
「第5条第10号から第16号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月28日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市規則第88号**

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正  
する条例の施行期日を定める規則

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例  
(平成30年川崎市条例第77号)の施行期日は、平成31年  
2月12日とする。

川崎市動物愛護センター条例施行規則の一部を改正す  
る規則をここに公布する。

平成30年12月28日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市規則第89号**

川崎市動物愛護センター条例施行規則の一  
部を改正する規則

川崎市動物愛護センター条例施行規則(昭和49年川崎  
市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「(第5号様式)」を「(第4号様式)」に改め、  
同条を第4条とする。

第6条中「(第6号様式)」を「(第5号様式)」に改め、  
同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第4号様式を削り、第5号様式を第4号様式とし、第  
6号様式を第5号様式とする。

附 則

この規則は、平成31年2月12日から施行する。

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

平成30年12月28日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市規則第90号**

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部

を改正する規則

川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市  
規則第69号)の一部を次のように改正する。

第6条中「前々年及び」を削り、「それぞれの」を「そ  
の」に改める。

第7条第1項第3号中「第4条第1項第1号」を「第  
4条第1項」に改め、同条第2項中「対象者と」を「対  
象者(当該対象者が条例第4条第1項の規定に該当する  
場合を除く。以下この項において同じ。)」とに、「同条」  
を「条例第3条」に改める。

第11条中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」  
に改める。

第12条第3項中「小児(乳幼児等以外)医療費助成申  
請書」を「小児入院医療費助成申請書」に改め、同条第  
4項第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる小児の区分に応じ、それぞれ次に定め  
る所得を証する書類

ア 乳幼児等 対象者の条例第4条第1項に規定す  
る所得

イ 小児(乳幼児等を除く。) 医療(入院に係る  
ものに限る。)を受けた日が、その年の1月1日  
から6月30日までの間にあるときはその前々年  
の、その年の7月1日から12月31日までの間にある  
ときはその前年の対象者の所得

第3号様式中「小児医療費助成事業」を「交付」に改  
める。

第5号様式中「領収書(写しも可)、健康保険の療養  
費支給決定通知書等を添付してください。」を削る。

第6号様式中「小児(乳幼児等以外)医療費助成申請  
書」を「小児入院医療費助成申請書」に改め、「領収書(写  
しも可)、健康保険の療養費支給決定通知書等を添付し  
てください。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に  
受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日  
前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお  
従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存  
するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正し  
た上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則  
の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市規則第91号**

川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第4条各号」を「第4条第1号イ又はロ」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

**告 示**

**川崎市告示第666号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月17日から平成31年1月7日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	横浜生田	川崎市宮前区水沢1丁目1476番1先 川崎市宮前区水沢1丁目1478番4先	16.00	22.83	
新	横浜生田	川崎市宮前区犬蔵3丁目1476番1先 川崎市宮前区犬蔵3丁目1478番6先	4.66 ～ 16.00	28.01	関係図面のとおり

**川崎市告示第667号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	路線名	区 間
市道	小杉町42号線	川崎市中原区小杉町3丁目1501番地先から(起点) 川崎市中原区小杉町3丁目29番4先まで(終点)

**川崎市告示第668号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	路線名	区 間
市道	小杉町3号線	川崎市中原区小杉町2丁目276番1先から(起点) 川崎市中原区小杉町2丁目283番4先まで(終点)
	小杉町207号線	川崎市中原区小杉町2丁目283番2先から(起点) 川崎市中原区小杉町2丁目276番1先まで(終点)
	小杉町208号線	川崎市中原区小杉町2丁目227番5先から(起点) 川崎市中原区小杉町2丁目228番1先まで(終点)

**川崎市告示第669号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	路線名	区 間
国道	409号	川崎市中原区小杉御殿町2丁目42番地先から(起点) 川崎市中原区小杉町3丁目29番地先まで(終点)

**川崎市告示第670号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用
 

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

川崎市告示第671号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市産業振興会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市産業振興会館条例(昭和63年川崎市条例第7号)第4条第3項の規定により告示します。

平成30年12月20日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市産業振興会館 川崎市幸区堀川町66番地20
指定管理者	(所在地) 川崎市幸区堀川町66番地20 (名称) 公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体 (代表者名) 公益財団法人川崎市産業振興財団 理事長 三浦 淳
指定期間	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

川崎市告示第672号

川崎市道路占用規則(平成3年規則第33号)第4条に規定する道路占用許可基準の一部を次のように改正する。

平成30年12月20日

川崎市長 福田紀彦

第16中「道路の上空に設ける通路の取扱等について(昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号)」及び「道路の上空に設け

る通路の取扱い等について(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住街発第30号、消防予第39号)」を「道路の上空に設ける通路の取扱いについて(平成30年7月11日付け国道利第7号)、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について(通知)」(平成30年7月11日付け消防予第423号)、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」(平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号)及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号)に改める。第17を削除。

第30の見出し中「第2号」を「第4号」に改める

第32の見出し中「第3号」を「第5号」に改める。

第33の見出し中「第4号」を「第6号」に改める。

第34に見出しとして「(道路法施行令第7条第9号に掲げる施設)」を付する。

第35に見出しとして「(道路法施行令第7条第12号に掲げる車輪止め装置その他の器具)」を付する。

川崎市告示第673号

高津区北見方の一般国道409号予定地(自動車駐車場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

平成30年12月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

平成30年12月21日から平成31年1月21日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク14階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能

[http://www.city.kawasaki.jp/530/](http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000102770.html)

[page/0000102770.html](http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000102770.html)

川崎市告示第674号

中原区宮内1丁目の都市計画道路宮内新横

浜線予定地(自動車駐車場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

平成30年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

平成30年12月21日から平成31年 1月21日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク14階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

HP (下記アドレス) にてダウンロードも可能

[http://www.city.kawasaki.jp/530/](http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000102770.html)

[page/0000102770.html](http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000102770.html)

川崎市告示第675号

宮前区野川の市道宮前6号線予定地(自動車駐車場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

平成30年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

平成30年12月21日から平成31年 1月21日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク14階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

HP (下記アドレス) にてダウンロードも可能

[http://www.city.kawasaki.jp/530/](http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000102770.html)

[page/0000102770.html](http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000102770.html)

川崎市告示第676号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月21日から平成31年 1月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	生 田 第65号線	川崎市多摩区生田8丁目3472番7先 ----- 川崎市多摩区生田7丁目2917番2先	6.00 ~ 8.00	169.61	
新	生 田 第65号線	川崎市多摩区生田8丁目3472番7先 ----- 川崎市多摩区生田7丁目2917番2先	6.00 ~ 7.91	169.61	

川崎市告示第677号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月21日から平成31年 1月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
生 田 第65号線	川崎市多摩区生田8丁目3472番7先 ----- 川崎市多摩区生田7丁目2917番2先	

川崎市告示第678号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
55	昭 和 第22号線	川崎市昭和2丁目38番6先	
		川崎市昭和2丁目38番4先	
56	木 月 第213号線	中原区木月4丁目1344番16先	
		中原区木月4丁目1344番21先	
57	二 子 第102号線	高津区二子1丁目1135番9先	
		高津区二子1丁目1135番8先	
58	子 母 口 第106号線	高津区子母口759番2先	
		高津区子母口759番6先	

59	明 津 第46号線	高津区明津18番3先	
		高津区明津18番9先	
60	菅 生 第831号線	宮前区菅生1丁目1905番75先	
		宮前区菅生1丁目1903番87先	
61	菅 生 第832号線	宮前区菅生1丁目1903番87先	
		宮前区菅生1丁目1899番1先	
62	生 田 第271号線	多摩区生田2丁目713番1先	
		多摩区生田2丁目713番22先	
63	菅 北 浦 第127号線	多摩区菅北浦2丁目4492番3先	
		多摩区菅北浦2丁目4492番8先	
64	片 平 第343号線	麻生区片平4丁目2204番9先	
		麻生区片平4丁目2204番12先	
65	片 平 第344号線	麻生区片平4丁目2186番93先	
		麻生区片平4丁目2186番23先	
66	片 平 第345号線	麻生区片平4丁目2204番18先	
		麻生区片平4丁目2245番3先	

川崎市告示第679号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月21日から平成31年1月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
		終 点			
55	昭 和 第22号線	川崎区昭和2丁目38番6先	4.50	28.65	
		川崎区昭和2丁目38番4先			
56	木 月 第213号線	中原区木月4丁目1344番16先	4.50	27.64	
		中原区木月4丁目1344番21先			
57	二 子 第102号線	高津区二子1丁目1135番9先	4.50	31.79	
		高津区二子1丁目1135番8先			
58	子 母 口 第106号線	高津区子母口759番2先	4.50	34.89	
		高津区子母口759番6先			

59	明 津 第46号線	高津区明津18番3先	4.50	28.60	
		高津区明津18番9先			
60	菅 生 第831号線	宮前区菅生1丁目1905番75先	5.50 ～ 6.00	56.51	
		宮前区菅生1丁目1903番87先			
61	菅 生 第832号線	宮前区菅生1丁目1903番87先	6.00 ～ 6.71	65.73	
		宮前区菅生1丁目1899番1先			
62	生 田 第271号線	多摩区生田2丁目713番1先	5.50	37.72	
		多摩区生田2丁目713番22先			
63	菅 北 浦 第127号線	多摩区菅北浦2丁目4492番3先	4.00 ～ 4.20	36.30	
		多摩区菅北浦2丁目4492番8先			
64	片 平 第343号線	麻生区片平4丁目2204番9先	4.00 ～ 4.25	25.69	
		麻生区片平4丁目2204番12先			
65	片 平 第344号線	麻生区片平4丁目2186番93先	6.00 ～ 10.51	260.45	
		麻生区片平4丁目2186番23先			
66	片 平 第345号線	麻生区片平4丁目2204番18先	1.21 ～ 6.20	60.97	
		麻生区片平4丁目2245番3先			

川崎市告示第680号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成30年12月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月21日から平成31年1月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
55	昭 和 第22号線	川崎区昭和2丁目38番6先	
		川崎区昭和2丁目38番4先	
56	木 月 第213号線	中原区木月4丁目1344番16先	
		中原区木月4丁目1344番21先	

57	二 子 第102号線	高津区二子1丁目1135番9先 高津区二子1丁目1135番8先	
58	子 母 口 第106号線	高津区子母口759番2先 高津区子母口759番6先	
59	明 津 第46号線	高津区明津18番3先 高津区明津18番9先	
60	菅 生 第831号線	宮前区菅生1丁目1905番75先 宮前区菅生1丁目1903番87先	
61	菅 生 第832号線	宮前区菅生1丁目1903番87先 宮前区菅生1丁目1899番1先	
62	生 田 第271号線	多摩区生田2丁目713番1先 多摩区生田2丁目713番22先	
63	菅 北 浦 第127号線	多摩区菅北浦2丁目4492番3先 多摩区菅北浦2丁目4492番8先	
64	片 平 第343号線	麻生区片平4丁目2204番9先 麻生区片平4丁目2204番12先	
65	片 平 第344号線	麻生区片平4丁目2186番93先 麻生区片平4丁目2186番23先	
66	片 平 第345号線	麻生区片平4丁目2204番18先 麻生区片平4丁目2245番3先	

**川崎市告示第681号**

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

川崎市長 福田 紀 彦

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
67	下 作 延 第187号線	高津区下作延4丁目714番1先 高津区下作延4丁目713番2先	
68	菅 生 第146号線	宮前区菅生1丁目1903番88先 宮前区菅生1丁目1903番71先	
69	上 布 田 第18号線	多摩区布田775番15先 多摩区布田775番14先	
70	片 平 第225号線	麻生区片平4丁目2204番7先 麻生区片平4丁目2245番3先	

**川崎市告示第682号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第683号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市こども文化センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市こども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）第4条第3項の規定により告示します。

平成30年12月26日

川崎市長 福田 紀 彦

	管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者		指定期間
		住所	名称及び代表者名	
1	川崎市大師こども文化センター 川崎市川崎区大師公園1番4号	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12	公益財団法人かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
2	川崎市藤崎こども文化センター 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号	同	同	同
3	川崎市日進町こども文化センター 川崎市川崎区堤根34番地15	同	同	同
4	川崎市田島こども文化センター 川崎市川崎区田島町20番23号	同	同	同
5	川崎市殿町こども文化センター 川崎市川崎区殿町1丁目18番13号	同	同	同
6	川崎市渡田こども文化センター 川崎市川崎区渡田1丁目15番5号	同	同	同
7	川崎市浅田こども文化センター 川崎市川崎区浅田3丁目7番10号	同	同	同
8	川崎市小田こども文化センター 川崎市川崎区小田2丁目16番9号	同	同	同
9	川崎市旭町こども文化センター 川崎市川崎区旭町2丁目1番5号	同	同	同
10	川崎市南河原こども文化センター 川崎市幸区都町74番地2	同	同	同
11	川崎市小倉こども文化センター 川崎市幸区小倉5丁目17番59号	同	同	同
12	川崎市幸こども文化センター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5	同	同	同
13	川崎市南加瀬こども文化センター 川崎市幸区南加瀬2丁目19番3号	同	同	同
14	川崎山下平間こども文化センター 川崎市幸区下平間70番地1	同	同	同
15	川崎市北加瀬こども文化センター 川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号	同	同	同
16	川崎市小杉こども文化センター 川崎市中原区小杉町3丁目600番地	同	同	川崎市小杉こども文化センターの供用開始の日から平成36年3月31日まで
17	川崎市玉川こども文化センター 川崎市中原区市ノ坪464番地2	同	同	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
18	川崎市住吉こども文化センター 川崎市中原区木月祇園町17番6号	同	同	同
19	川崎市新城こども文化センター 川崎市中原区下新城1丁目2番4号	同	同	同
20	川崎市平間こども文化センター 川崎市中原区上平間1323番地	同	同	同

21	川崎市大戸こども文化センター 川崎市中原区上小田中2丁目24番1号	同	同	同	32	川崎市東高津こども文化センター 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号	同	同	同
22	川崎市新丸子こども文化センター 川崎市中原区新丸子691番地7	同	同	同	33	川崎市宮崎こども文化センター 川崎市宮前区宮崎1丁目7番地	同	同	同
23	川崎市西加瀬こども文化センター 川崎市中原区西加瀬10番5号	同	同	同	34	川崎市平こども文化センター 川崎市宮前区平2丁目13番1号	同	同	同
24	川崎市井田こども文化センター 川崎市中原区井田杉山町16番38号	同	同	同	35	川崎市菅生こども文化センター 川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号	川崎市多摩区長沢4丁目2番1-301号 生田グリーンハイツ	特定非営利活動法人 あかい屋根 理事長 丸山 幸一	同
25	川崎市宮内こども文化センター 川崎市中原区宮内3丁目4番3号	同	同	同	36	川崎市有馬こども文化センター 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
26	川崎市上作延こども文化センター 川崎市高津区上作延1142番地4	同	同	同	37	川崎市野川こども文化センター 川崎市宮前区野川3182番地1	同	同	同
27	川崎市末長こども文化センター 川崎市高津区末長3丁目25番8号	同	同	同	38	川崎市宮前平こども文化センター 川崎市宮前区宮崎6丁目2番地	同	同	同
28	川崎市高津こども文化センター 川崎市高津区溝口3丁目10番8号	同	同	同	39	川崎市白幡台こども文化センター 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1	同	同	同
29	川崎市子母口こども文化センター 川崎市高津区子母口983番地	同	同	同	40	川崎市蔵敷こども文化センター 川崎市宮前区菅生5丁目3番21号	川崎市多摩区長沢4丁目2番1-301号 生田グリーンハイツ	特定非営利活動法人 あかい屋根 理事長 丸山 幸一	同
30	川崎市二子こども文化センター 川崎市高津区二子5丁目14番61号	同	同	同	41	川崎市錦ヶ丘こども文化センター 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
31	川崎市梶ヶ谷こども文化センター 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10	同	同	同	42	川崎市菅こども文化センター 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号	同	同	同

43	川崎市枳形こども文化センター 川崎市多摩区枳形6丁目3番1号	同	同	同
44	川崎市長尾こども文化センター 川崎市多摩区长尾1丁目12番7号	同	同	同
45	川崎市中野島こども文化センター 川崎市多摩区中野島4丁目22番7号	同	同	同
46	川崎市三田こども文化センター 川崎市多摩区三田3丁目7番地4	同	同	同
47	川崎城南菅こども文化センター 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号	同	同	同
48	川崎市王禅寺こども文化センター 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号	同	同	同
49	川崎市百合丘こども文化センター 川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2	同	同	同
50	川崎市片平こども文化センター 川崎市麻生区片平5丁目25番1号	川崎市麻生区岡上120番地4	同NPO法人児童育成会 ココロ理事長 菅原 敬子	同
51	川崎市東百合丘こども文化センター 川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12	公益財団法人かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
52	川崎市白山こども文化センター 川崎市麻生区白山4丁目2番2号	同	同	同
53	川崎市千代ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60	同	同	同

54	川崎市虹ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号	同	同	同
55	川崎市麻生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号	同	同	同
56	川崎市柿生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号	同	同	同
57	川崎市岡上こども文化センター 川崎市麻生区岡上277番地	川崎市麻生区岡上120番地4	NPO法人児童育成会 ココロ理事長 菅原 敬子	同

川崎市告示第684号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市桜本こども文化センター・川崎市ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市こども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）第4条第3項の規定及び川崎市ふれあい館条例（昭和63年川崎市条例第23号）第4条第3項の規定により告示します。

平成30年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	施設名称 川崎市桜本こども文化センター・川崎市ふれあい館 所在地 川崎市川崎区桜本1丁目5番6号
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区桜本1丁目9番6号 (名称) 社会福祉法人青丘社 (代表者名) 理事長 斐 重度
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

川崎市告示第685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第686号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第687号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第688号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第689号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第690号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第691号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第692号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第693号**

景観計画を変更した旨の告示

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく景観計画を変更したので、同法第9条第8項の規定により準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、同項の規定により、この景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

## 1 計画の名称

川崎市景観計画  
 2 計画の区域  
 川崎市全域  
 3 施行期日  
 平成31年7月1日  
 4 縦覧場所  
 川崎市まちづくり局計画部景観担当  
 (別紙省略)

**川崎市告示第694号**  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市橋リサイクルコミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市リサイクルコミュニティセンター条例(平成5年川崎市条例第28号)第4条第3項の規定により告示します。  
 平成30年12月27日  
 川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	管理を行わせる施設の名称		所在地
		川崎市橋リサイクルコミュニティセンター	
指定管理者	所在地 東京都千代田区西神田一丁目4番5号 名称 テスコ株式会社 代表者 代表取締役 小林 千尋		
指定期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで		

**川崎市告示第695号**  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市余熱利用市民施設条例(平

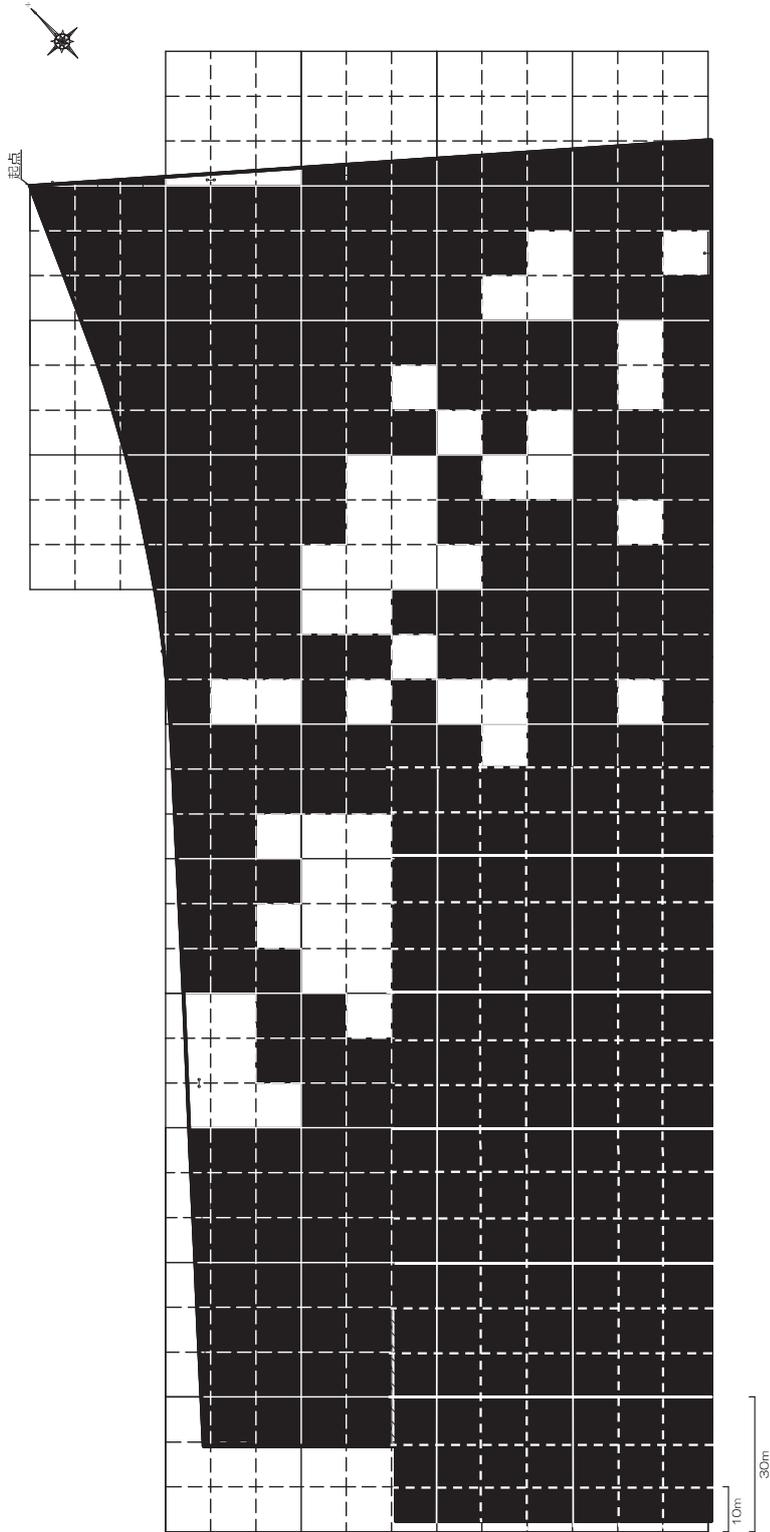
成元年川崎市条例第35号)第4条第3項の規定により告示します。  
 平成30年12月27日  
 川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	管理を行わせる施設の名称		所在地
		川崎市堤根余熱利用市民施設	川崎市川崎区堤根73番地1
	川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1321番地	
指定管理者	(所在地) 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号 (名称) 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体 (代表者名) 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役社長 平塚 秀昭 (構成員) 株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 雑賀 克英		
指定期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで		

**川崎市告示第696号**  
 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について  
 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。  
 平成30年12月27日  
 川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域  
 川崎区夜光2丁目4番2の一部

(別図のとおり)  
 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物  
 3 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物  
 4 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第11号に該当する。



凡	別
	敷地境界
	30m格子
	単位区画
	基準起算区画

【注】 交点は、神奈川県川崎市川崎区坂光2丁目4番2の最北端とする。

【格子の回転角度(43度13分)】  
 格子の回転角度は、交点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線にこの順序で並べられた格子を、交点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

3	2	1
-	-	-
6	5	4
-	-	-
9	8	7

別 図 指 定 す る 区 画

川崎市告示第697号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成31年1月1日から適用する。

平成30年12月27日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

「

名称		利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級 荷さばき 地	一般利用	川崎区東扇島 92番地	平方メートル 23,921
		専用利用	〃	38,728
	2級 荷さばき 地	専用利用	〃	26,200

」

を「

名称		利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級 荷さばき 地	一般利用	川崎区東扇島 92番地	平方メートル 20,897
		専用利用	〃	38,027
	2級 荷さばき 地	専用利用	〃	26,200

」

に改める。

川崎市告示第698号

平成30年12月3日川崎市告示第645号を次のとおり訂正します。

平成30年12月28日

川崎市長 福田紀彦

1ページ18行目

誤

社会保障や防災・減債対策、都市機能の充実など  
正

社会保障や防災・減災対策、都市機能の充実など

13ページ

誤

消防力の強化 17億9,499万円

正

消防力の強化 17億9,449万円

40ページ

誤

II 平成29年度上半期予算執行状況

正

II 平成30年度上半期予算執行状況

川崎市告示第699号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年12月28日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 1件

(2) 外部提供

ア 市長 6件

イ 上下水道事業管理者 1件

ウ 消防長 1件

オ 教育委員会 2件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

税 告 示

川崎市税告示第9号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、平成30年12月13日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

平成30年12月26日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

特定非営利活動法人 フリースペースたま りば（川崎市高津区 千年435番地10）	左に掲げる者の特 定非営利活動に係 る事業に関連する 寄附金	平成30年12月13日 から 平成35年12月12日 まで
---	---	--

（別紙省略）

公 告

川崎市公告第658号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月17日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高石橋橋梁長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区百合丘1丁目22番地
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 (8) 小田急電鉄株式会社工務部発行の「工事指揮者認定証」を有し、指揮者資格が有効である自社の技術者を専任で配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成31年1月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	浮島2期廃棄物埋立護岸関連管理工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町地先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成31年1月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>
-------	---

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 東扇島臨港道路植栽改良ほか工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地内
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成31年1月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

**川崎市公告第659号**

平成30年9月20日付け川崎市公告第508号で公告した同年12月9日に執行する川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会委員の選挙について、届出のあった候補者の数が、それぞれ選挙すべき委員の数を超えなかったため、土地区画整理法施行令(昭和30年3月31日政令第47号)第35条第4項の規定に基づき、次のとおり候補者をもって当選人と定め、同令第35条第5項の規定により公告します。

平成30年12月17日

川崎市長 福田紀彦

## 1 宅地の所有者が選挙する委員の当選人(7人)

氏 名	住 所
井出 正彦	川崎市多摩区登戸1866番地
片山 俊大	東京都大田区北千束3丁目24番14号
黒崎 泰由	川崎市多摩区登戸2527番地
小泉 鎮男	川崎市多摩区登戸11番地
佐保田信次	川崎市多摩区登戸1890番地
手塚悌次郎	川崎市多摩区登戸2428番地
野村 貢	川崎市多摩区登戸2382番地

## 2 宅地について借地権を有する者が選挙する委員の当選人(1人)

氏 名	住 所
吉澤 浩	川崎市多摩区登戸1486番地

## 川崎市公告第660号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アトレ川崎  
川崎市川崎区駅前本町26番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社アトレ 代表取締役 一ノ瀬 俊郎  
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号  
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤 祐二  
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 名称 東日本旅客鉄道株式会社  
代表者 代表取締役 富田 哲郎  
住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
(変更後) 名称 東日本旅客鉄道株式会社  
代表者 代表取締役 深澤 祐二  
住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社 アンデルセン	代表取締役 中原 健治	東京都品川区東品川二丁目 6番4号 G1ビル2F
株式会社 ロック・ フィールド	代表取締役 岩田 弘三	兵庫県神戸市東灘区 魚崎浜町15番2号
ジオン商事	代表取締役社長 川端 康弘	東京都渋谷区恵比寿一丁目 19番19号 恵比寿ビジネス タワー 11F

他計108者

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社 アンデルセン	代表取締役 南 和彦	広島市中区本通7番1号
株式会社 ロック・ フィールド	代表取締役 古塚 孝志	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜 町15番2号
株式会社 ユナイテッド アローズ	代表取締役 竹田 光広	東京都渋谷区神宮前三丁目 28番1号

他計127者

- 4 変更の年月日  
平成30年6月22日 他
- 5 変更する理由
  - (1) 設置者の代表者変更のため
  - (2) 小売業者に変更が生じたため
- 6 届出の年月日  
平成30年12月11日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
平成30年12月18日から平成31年4月18日までの午前  
8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、  
祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店  
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた  
め配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公  
告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出に  
より、これを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
平成31年4月18日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

## 川崎市公告第661号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権					利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法		氏名又は名称
川崎市麻生区栗木256-1	畑	1,584	森 フユ子	川崎市麻生区王禅寺西7-6-1	賃借権	普通畑	平成31年1月1日	平成33年12月31日	20,000	毎年1月末日までに貸手の口座へ入金する。	田邊 裕崇	川崎市宮前区馬絹6-19-15
			森 恒雄									
栗木256-3	畑	840	森 フユ子									賃貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合其他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第662号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月19日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中野島住宅新築第4号衛生その他設備工事
	履行場所	川崎市多摩区中野島6丁目2008番1ほか
	履行期限	契約の日から平成32年1月31日まで
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(5)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」又は「B」で登録されている者。
	(6)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(7)	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8)	管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年1月16日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第663号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区中野島六丁目2047番3  
ほか4筆  
1,674平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3  
株式会社 ICS  
代表取締役 池永辰雄
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数: 14戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年8月22日  
川崎市指令 宅審(イ)第76号  
平成30年9月26日  
川崎市指令 宅審(イ)第93号(変更)  
平成30年11月12日  
川崎市指令 宅審(イ)第113号(変更)

**川崎市公告第664号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区野川字西耕地3167番2  
の一部 ほか3筆の一部  
995平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17  
株式会社 成建  
代表取締役 浅川聡
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数: 7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年6月29日  
川崎市指令 宅審(イ)第42号  
平成30年11月12日  
川崎市指令 宅審(イ)第114号(変更)

**川崎市公告第665号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市川崎市宮前区野川字西耕地2833番1  
の一部 ほか1筆の一部  
2,948平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17  
株式会社 成建  
代表取締役 浅川聡

- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：16戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年 4月23日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第6号

**川崎市公告第666号**

次の表の左欄に記載する者に対する石巻広域都市計画事業石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業施行者石巻市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、その内容が次の掲示場所に掲示されている。

平成30年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

書類の送付を受けるべき者	判明している最後の住所
氏名	
志田 恵昭 (雫石益吉の法定相続人)	川崎市宮前区馬絹三丁目17番 6-204号 ワコーレ宮崎台

- 2 通知の内容が掲示されている場所  
宮城県石巻市門脇町二丁目28番3にある掲示板
- 3 通知の内容の掲示期間  
平成30年12月21日から平成30年12月31日まで

**川崎市公告第667号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市中原区小杉町一丁目304番2  
ほか76筆の一部  
3,545平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都文京区千駄木一丁目1番5号  
学校法人 日本医科大学  
理事長 坂本 篤裕
- 3 予定建築物の用途  
公衆便所、病院・教育施設、高齢者向け福祉サービス施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等及び共同住宅、保育所  
計画戸数：1,500戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年 5月7日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第14号

**川崎市公告第668号**

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件名  
音声認識システム賃貸借
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区砂子1丁目9番地3  
川崎市役所第2庁舎
- (3) 賃貸借期間  
平成31年2月1日から平成34年3月31日まで
- (4) 概要  
音声認識システム賃貸借。詳細は別紙「音声認識システム賃貸借仕様書」によります。
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「その他」に登録されており、かつ、AまたはBまたはCの等級に格付けされていること。
- (4) 納入するシステムについて平成29年度以降に国又は他の地方自治体で2月以上導入された実績があること。
- (5) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び必要な資料を提出しなければなりません。
- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目9番地3  
川崎市役所第2庁舎5階  
議会局総務部庶務課 担当 仁平  
電話 044-200-3354
- (2) 配布、提出期間  
平成30年12月25日（火）から平成31年1月8日

(火)まで(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(平成30年12月29日(土)から平成31年1月3日(木))を除く)午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時15分まで。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、入札説明書に添付されています。

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 納入するシステムについて平成29年度以降に国又は他の地方自治体で2月以上導入された実績があることを疎明する資料として、契約書の写しや導入事例が掲載されたカタログ等、概要、納入先(担当部署)、納入期間が分かるもの。

4 仕様書の閲覧

仕様書は、上記3(1)の場所において縦覧に供します。期間については上記3(2)に同じです。なお、縦覧書類については、インターネットでダウンロードすることもできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の”物品”-「入札公表」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

5 仕様書及び一般競争入札参加資格確認通知書等の交付  
入札参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成31年1月10日(木)に入札説明書及び競争入札参加資格確認通知書を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、同日に上記3(1)の場所において入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

6 質問等に関する問い合わせ先

(1) 質問受付場所及び連絡先

川崎市川崎区砂子1丁目9番地3

川崎市役所第2庁舎5階

議会局総務部庶務課 担当 仁平

電話 044-200-3354

(2) 質問受付期間

平成31年1月10日(木)から

平成31年1月16日(水)午後5時15分まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール及びFAXに限ります。

電子メール [98syomu@city.kawasaki.jp](mailto:98syomu@city.kawasaki.jp)

FAX 044-200-3953

(5) 回答方法

平成31年1月18日(金)に参加資格を有する全社

に文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、紙入札方式とし、所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印してください。

イ 入札は38ヵ月のリース総額(税抜き)で行います。入札者は、見積もった月額賃貸借料(税抜き)に38を乗じた額により入札してください。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

平成31年1月22日(火)午後2時

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所第2庁舎5階 議会局会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格である時は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手續等

(1) 契約書の作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33号各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市契約条例等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、仕様書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を発注者に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) 受注者は、毎月初めに前月分の賃貸借料を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとします。

#### 川崎市公告第669号

##### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度 川崎市都市イメージ調査業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市総務企画局シティプロモーション推進室等
- (3) 履行期限 契約締結日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務概要

本業務は、川崎市シティプロモーション戦略プラン(平成26年度策定)に定める目標の達成状況の確認及び目標達成に向けた効果的・効率的なプロモーション活動の設定を目的に実施します。

本業務では、市内外の人々の川崎に対するイメージ及びシビックプライド(都市への愛着や誇り)等が、現状においてどのような態様を示しているのか、基礎的な資料やデータを収集し、調査・分析を行います。

詳細は、委託仕様書によります。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「市場調査」に搭載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

#### 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

・「入札情報かわさき」

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>

なお、入札説明会は実施しません。

#### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室

ブランド戦略担当

電 話 044-200-2473

F A X 044-200-3915

e-mail 17brand@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(12月29日から1月3日まで及び土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

#### (3) 提出方法 持参

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

#### (1) 場所 3(1)に同じ

#### (2) 日時 平成31年1月16日(水)午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

#### 5 仕様に関する問い合わせ

#### (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

#### (2) 質問受付期間

平成31年12月25日(火)から平成31年1月17日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(平成30年12月29日から平成31年1月3日(火)まで及び土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

#### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出

してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。  
持参先等は3(1)に同じ。

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成31年1月21日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成31年1月24日(木)午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎11階会議室  
(シティプロモーション推進室横)

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは3に記載)及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じ。

川崎市公告第670号

向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価方法書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第10条の規定に基づく条例環境影響評価方法書の提出がありましたので、同条例第11条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第11条で定める事項について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価方法書について

1 指定開発行為者

所在地: 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

名称: 小田急電鉄株式会社

代表者: 代表取締役 星野 晃司

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

向ヶ丘遊園跡地利用計画

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為  
(第1種行為)

商業施設の新設(第3種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区長尾二丁目342番21号 他

4 指定開発行為の目的及び内容

- (1) 目的  
商業施設、温浴施設、自然体験施設等の新設
- (2) 内容  
開発面積：約162,700㎡  
建築面積：約15,200㎡  
延べ面積：約14,200㎡
- 5 指定開発行為の施行期間  
2021年6月～2023年12月
- 6 条例方法書の要旨  
第1章 指定開発行為の概要  
第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性  
第3章 環境影響評価項目の選定等  
第4章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法  
第5章 関係地域の範囲  
第6章 その他
- 7 条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
- (1) 期間  
平成30年12月25日(火)から平成31年2月7日(木)まで  
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。
- (2) 場所  
宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
- (3) 時間  
午前8時30分から午後5時まで

#### 川崎市公告第671号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務件名  
幸スポーツセンター膨張タンク交換長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
- (3) 履行期間  
契約日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務概要  
幸スポーツセンターに設置されている空調用膨張タンク、ボイラー用膨張タンクの交換を行う。
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先  
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒212-8570  
[住所等] 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1  
[担当課] 幸区役所まちづくり推進部地域振興課  
電 話 044-556-6705(直通)  
F A X 044-555-3130  
E-mail 63tisin@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
平成30年12月25日(火)から平成31年1月8日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、平成30年12月29日から平成31年1月3日まで並びに平成31年1月5日及び6日を除きます。
- (3) 提出方法  
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会  
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付  
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

## (1) 日時

平成31年1月15日(火)

午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

## (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

## 6 仕様に関する問合せ

## (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

## (2) 質問受付期間

平成31年1月9日(水)から1月17日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 63tisin@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-555-3130

## (5) 回答方法

平成31年1月22日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年1月30日(水) 午後2時00分

イ 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1

幸区役所4階第5会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 川崎市公告第672号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 業務件名

川崎市民プラザファンコイルユニットその他設備  
長寿命化整備業務委託

## (2) 履行場所

川崎市高津区新作1丁目19番1号  
川崎市民プラザ

## (3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

## (4) 業務概要

川崎市民プラザに設置されている床置露出形のファンコイルユニット及び個別空調設備の交換を行う。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電話 044-200-2153(直通)

FAX 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月7日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時か

ら午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

## (3) 提出方法

持参

## 4 入札説明会及び入札説明書

## (1) 入札説明会

実施しません。

## (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3

(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3

(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 日時

平成31年1月9日(水)

午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

## (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

## 6 仕様に関する問合せ

## (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

## (2) 質問受付期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月11日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

## (5) 回答方法

平成31年1月17日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時  
平成31年1月25日（金）午後2時00分
- イ 入札場所  
川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
  - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金  
否
  - (3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り、(2)関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (4) 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更（平成32年2月28日限り）を行う予定です。

川崎市公告第673号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター減速機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成31年3月25日まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の

業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に搭載されていること。

- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域が「市内」に搭載されていること。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

### 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
〒215-0013  
川崎市麻生区王禅寺1285番地  
川崎市王禅寺処理センター  
技術係 藤井、眞鍋、斎藤  
電 話 044-966-6135  
F A X 044-951-0314  
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成30年12月25日(火)から平成31年1月9日(水)9時から17時まで(12時から13時の間及び日曜日と平成31年1月1日～3日は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類  
上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

### 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成31年1月15日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成31年1月15日(火)  
9時から17時まで  
(12時から13時の間は除く。)

### 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
平成31年1月15日(火)から  
平成31年1月18日(金)  
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により

提出してください。

### (3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp  
イ F A X 044-951-0314  
ウ 持参 上記3(1)に同じ

### (4) 回答方法

平成31年1月21日(月)に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

### 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成31年1月24日(木)  
10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター  
3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参  
(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

### 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

### 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第674号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成30年12月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市地域包括ケアシステム普及啓発用映像作成業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期限 平成31年3月31日限り

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市が発注する同種業務（業種・種目99-02：その他-映画制作）、または国、都道府県、同規模の政令指定都市における実績があること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室  
電話 044-200-0479（直通）
- (2) 配布・提出期間  
平成30年12月25日（火）から平成31年1月10日（木）まで  
午前9時～午後4時（土曜日及び休日を除く。）
- (3) 提出方法 持参

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)と同じ
- (2) 日時 平成31年1月11日（金）
- (3) その他  
入札説明書は3(1)の場所において、平成30年12月25日（金）から平成31年1月10日（木）まで配布し、また縦覧に供します。

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参

加資格を喪失します。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時  
平成31年1月21日（月）午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所  
川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階D会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限  
平成31年1月18日（金）必着

(イ) 入札書の提出先  
川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室  
川崎市川崎区宮本町1番地

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 6(1)ア（ア）に同じ
- (4) 開札の場所 6(1)ア（イ）に同じ
- (5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

7 契約手続等

- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、健康福祉局地域包括ケア推進室で閲覧できます。
- (5) 議決の要否 否

8 その他

- (1) この契約の詳細は入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第675号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを

実施します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 入札物件(証明写真撮影機設置場所一時貸付物件)一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格(最低貸付料)等は、次の表のとおりです。

物件番号	所在地貸付場所	施設管理者の問い合わせ先	貸付面積 [㎡]	最低貸付料 [円/月]
1	川崎市川崎区鋼管通2-3-7 川崎区役所田島支所	川崎区役所田島支所 区民センター 044-322-1967	1.81	16,500

2 一般競争入札参加資格

次の(1)から(11)に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (4) 国税又は川崎市市税の未納がある者
- (5) 「平成30年度一般競争入札による市有財産(証明写真撮影機設置場所)一時貸付けの案内書」に定める条件及び法令等を遵守し、「借受人が一時貸付物件(入札物件)に証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して営業・運営する事業」(以下「証明写真撮影機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有しない者
- (6) 平成28年度及び平成29年度において、証明写真撮影機設置運営事業の実績を2件以上有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者及び警察当局から排除要請がある者
- (10) 上記(7)から(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに上記(7)から(9)に掲げる者の関係団体
- (11) 下記5の一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

3 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成31年2月1日から平成36年1月31日までです。

(3) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、証明写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

ア 上記(3)に規定する用途以外の用途で使用することはできません。

イ 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません(施設管理者が、電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。)

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

オ 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、その他の反社会的団体及びそれら構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供することはできません。

(5) 資料の提出等

ア 川崎市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるとき、川崎市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

イ 借受人は、設置した証明写真撮影機について、月ごとの売上高等の実績を川崎市に提出しなければなりません。川崎市は、当該売上高等の実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

(6) 違約金

上記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

(7) 一時貸付物件の引渡し等

一時貸付物件は現況有姿の状態で引き渡しますので、借受人は原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札案内書(入札参加申込書を含む)の配布

本件入札に参加を希望する者には、電子メールまたは次により入札案内書(入札参加申込書等)を配布します。

(1) 配布場所

ア 電子データでの配布

PDFデータを配布します。返信先アドレスを明記の上、下記メールアドレスにメールを送付ください。また、メール送付後、川崎市役所田島支所区民センター(044-322-1967)宛て送付確認の連絡をお願いします。配布データは用紙サイズA4で印刷し、入札参加申込書等については片面印刷としてください。

川崎市役所田島支所区民センター 6ltaziku@city.kawasaki.jp

イ 印刷物での配布

川崎市役所田島支所区民センター

(川崎市役所田島支所3階)

〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7

電話044-322-1967

(2) 配布期間

平成30年12月25日(火)から

平成31年1月10日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時を除く。)

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

エ 代表者の印鑑証明書

(法務局に届け出た印鑑の証明書)

オ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)

カ 川崎市市税の納税証明書(川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ)

(ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

キ 財務諸表(写し・直前決算2事業年度分)

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算

書を提出すること。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出すること。

オ 川崎市市税の納税証明書(川崎市内に住所等を有する方のみ)

(ア) 市民税・県民税

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

カ 身分証明書

破産者でないことの証明書(本籍地の市区町村長発行)を提出すること。

キ 登記されていないことの証明書

成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課

電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

ク 確定申告の際の提出書類一式

(写し・直前決算2年間分)

6 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記5に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 川崎市役所田島支所区民センター

(川崎市役所田島支所3階)

〒210-0852

川崎市川崎区鋼管通2-3-7

(2) 提出期間 平成30年12月26日(水)から

平成31年1月10日(木)まで

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

(3) 提出方法 (1)の提出場所に直接書類を持参又は郵送してください。なお、郵送による場合は、平成31年1月10日(木)必着とします。事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御利用ください。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、上記2の各号のいずれかに該当したときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

#### 8 入札の手続等

次により入札を執行します。

##### (1) 入札保証金

要 詳細は入札案内書に記載してあります。

##### (2) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料(消費税相当額を除いた額)を記入してください。入札書の提出は持参によるものとします。

ア 入札書の提出日時 平成31年1月25日(金)

午前11時

イ 入札書の提出場所 川崎区役所田島支所3階

第3会議室

川崎市川崎区鋼管通2-3

-7

##### (3) 開札の日時

上記(1)アに同じ

##### (4) 開札の場所

上記(1)イに同じ

##### (5) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(最低貸付料)以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者について、最終的な一般競争入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査した上、落札者を決定します。資格審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を実施します。

##### (6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約の手続等

##### (1) 契約条項

入札案内書に記載してあります。

##### (2) 契約書等作成の要否

要

##### (3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。

##### (4) 契約の締結期限

平成31年1月30日(水)

##### (5) 契約の締結

本件契約を締結しない場合、落札は無効となります。

##### (6) 貸付料の支払い

入札案内書に記載してあります。

#### 10 その他

##### (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止め

る場合等があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じです。

#### 川崎市公告第676号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 業務件名

川崎市男女共同参画センター舞台調光設備長寿命化整備業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

##### (3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

##### (4) 業務概要

川崎市男女共同参画センターに設置されている調光操作卓の交換、その他調光設備の部品交換を行う。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

##### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

[住所等] 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

[担当課] 市民文化局人権・男女共同参画室

電 話 044-200-2300 (直通)

F A X 044-200-3914

E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月7日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年1月9日(水)

午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ

(2) 質問受付期間

平成31年1月9日(水)から1月15日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 25zinken@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3914

(5) 回答方法

平成31年1月18日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 現地調査

(1) 現地調査期間

平成31年1月21日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 現地調査の方法

現地調査を希望される場合は、必ず事前に現地調査を希望する旨の連絡を電話にて連絡してください。電話連絡ない場合の現地調査はできません。なお、時間帯は双方の調整により決定するため、必ずしも希望の時間帯に行えるものではありません。

なお、公平性を保つ必要があるため、現地調査時に質問は一切受け付けません。

(3) 電話申込の方法

電話番号および受付時間

ア 電話番号 3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ

イ 受付日時 6(2)質問受付期間に同じ

8 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年1月25日(金) 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 10 契約の手続き等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

## (2) 前払金

否

## (3) 契約書作成の要否

必要とします。

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場合で閲覧することができます。

## 11 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

## 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更（平成31

年6月28日限り）を行う予定です。

## 川崎市公告第677号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 業務件名

多摩区総合庁舎二酸化炭素消火設備長寿命化整備業務委託

## (2) 履行場所

川崎市多摩区登戸1775番地1

## (3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

## (4) 業務概要

多摩区総合庁舎に設置されている二酸化炭素消火設備におけるB1F発電機室系統及び6F無線機械室系統の不活性ガス貯蔵容器・容器弁の交換を行う。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）を提出してください。

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-8570

[住所等] 川崎市多摩区登戸1775番地1

[担当課] 多摩区役所 まちづくり推進部  
総務課

電 話 044-935-3125（直通）

F A X 044-935-3391

電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から12月28日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書と仕様書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合には「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年1月11日(金)

午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成31年1月11日(金)から1月18日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-935-3391

(5) 回答方法

平成31年1月24日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、

この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年2月1日(金) 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市多摩区登戸1775番地1 多摩区総合庁舎10階 1002会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

- (3) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、

質問書の様式が添付されている入札説明書と仕様書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (4) 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更（平成31年5月31日限り）を行う予定です。

川崎市公告第678号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成30年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	夜光町地区26ㄥ号陸隔ほか改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「水門等の門扉設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証（業種「鋼構造物」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年1月30日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	
そ の 他	本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更（平成31年11月29日限り）を行う予定です。	

川崎市公告第679号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成30年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年12月11日	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ゆいゆい	石井 美夜子	川崎市幸区戸手1丁目5番11号	この法人は、市民に対して、保育サービスに関する事業を行い、健全な子どもの育成、子育て支援、親支援を行い、大人も子どもも暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

川崎市公告第680号

意見聴取会の開催について  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり意見の聴取を行います。

なお、この許可について利害関係のある方は、意見聴取会に出席して意見を述べることができます。

平成30年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

申 請 者	箕輪 靖子		
申 請 場 所	川崎市麻生区金程4丁目4-1、4-2		
計 画 建 築 物 の 概 要	用 途	物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア）	
	工 事 種 別	新築	
	敷 地 規 模	450.78㎡	
	建 築 面 積	184.31㎡	
	床 面 積	184.31㎡	
	構 造 規 模	鉄骨造 平屋建て	
	高 さ	3.754m	
抵 触 す る 規 定	建築基準法第48条第1項（用途地域） 第一種低層住居専用地域内においては、物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア）は、建築してはならない。		
意見の聴取を行う事項	第一種低層住居専用地域内において、物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア）を建築することについて		
開 催 日 時	平成31年1月25日（金） 午後7時から8時まで		
開 催 場 所	川崎市麻生区金程2丁目8番3 麻生老人福祉センター 2階 会議室		

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第1号

入札公告（調達）  
駅前等公衆トイレ13施設で使用する電力の供給契約に

関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

駅前等公衆トイレ13施設で使用する電力の供給に関する契約

## (2) 履行場所及び調達見込数量

番号	施設名	履行場所 (川崎市)	調達見込数量 (kWh)	調達見込数量 (定額制)
1	小島新田駅前公衆トイレ	川崎区田町2-13	1,370	—
2	大師駅前公衆トイレ	川崎区大師駅前1-18	—	60W 3灯
3	川崎駅前東口公衆トイレ	川崎区駅前本町26	10,020	—
4	川崎駅西口公衆トイレ	幸区堀川町72	7,000	—
5	新丸子駅前公衆トイレ	中原区新丸子町766	4,710	—
6	武蔵中原駅前公衆トイレ	中原区上小田中5-2	2,790	—
7	武蔵新城駅前公衆トイレ	中原区上新城2-1	3,880	—
8	溝口駅前広場公衆トイレ	高津区溝口1-2	5,830	—
9	溝口駅前南口公衆トイレ	高津区溝口2-1	6,930	—
10	登戸公衆トイレ	多摩区登戸3508	360	—
11	上河原公衆トイレ	多摩区布田35	990	—
12	新百合ヶ丘駅前公衆トイレ	麻生区上麻生1-21	13,560	—
13	新百合ヶ丘駅前公衆トイレ 換気設備	麻生区上麻生1-21	2,970	—

## (3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 約60,410キロワット時及び電灯  
60W 3灯使用時

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」の申請をしていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。

## 3 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

入札参加の申し込みをしてください。

## (1) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

川崎市環境局生活環境部収集計画課

担当 田村、山口

電 話 044-200-2585

F A X 044-200-3923

## (2) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月22日(火)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

## (3) 提出方法

持参に限ります。

## 4 確認通知書、入札説明書、質問書及び仕様書等の交付

競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者には、次により確認通知書、入札説明書、質問書及び仕様書等を交付します。なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、次の交付日時と同日に電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。

## (1) 交付場所

3(1)と同じ

- (2) 交付日時  
平成31年1月30日(水)  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 5 委託内容に関する質問
- (1) 質問受付期間  
平成31年1月30日(水)から平成31年2月6日(水)までの下記の時間  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- (2) 質問の様式  
確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
電子メール及びFAXとします。なお、送信後は確認のため電話連絡してください。  
電子メールアドレス 30syusyu@city.kawasaki.jp  
FAX番号 044-200-3923  
電話番号 044-200-2585
- (4) 回答方法  
平成31年2月13日(水)までに全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 参加資格の喪失  
参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法等  
持参による入札
- (2) 入札日時  
平成31年2月21日(木) 午前10時
- (3) 入札場所  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (4) 入札保証金  
免除とします。
- (5) 開札の日時  
7(2)と同じ
- (6) 開札の場所  
7(3)と同じ
- (7) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有

- 効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (8) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金  
ア 川崎市契約規則第33条第1項各号に該当する場合は、免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 前払金  
否
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## 川崎市公告(調達)第2号

### 入札公告

川崎市教育文化会館の電気需給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田紀彦

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市教育文化会館の電気需給に関する契約
- (2) 履行場所  
川崎市教育文化会館  
(川崎市川崎区富士見2-1-3)
- (3) 履行期限  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要  
上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 約546,773キロワット時

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

## 3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
〒210-0011  
川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 管理係(1階受付)  
電 話：044-233-6361  
F A X：044-244-2347  
E-Mail：88kyobun@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
平成31年1月10日(木)から平成31年1月22日(火)までの下記の時間  
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日、休日を除きます。
- (3) 配布・提出方法  
競争参加申込書様式及び仕様書は窓口配布の他、メールでも配布します。メールでの配布を希望する場合は、3(1)記載のE-mailアドレスへ申し込むとともに電話連絡をしてください。  
提出にあたっては教育文化会館1階受付へ直接御持参ください。

## 4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成31年1月10日(木)から平成31年1月22日(火)まで縦覧

に供します。

ただし、土曜日、日曜日、休日を除きます。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
  - (1) 交付場所  
3(1)と同じ
  - (2) 交付日時  
平成31年1月24日(木)
  - (3) 交付方法  
メールでの交付(希望者には窓口交付)
- 6 仕様に関する問合せ
  - (1) 問合せ先  
3(1)と同じ
  - (2) 問合せ期間  
平成31年1月24日(木)から平成31年1月28日(月)までの下記の時間  
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日、休日を除きます。
  - (3) 問合せ方法  
入札説明書に添付の「質問書」を、3(1)記載のF A X番号又は電子メールアドレス宛て送付するか、質問書を直接御持参ください。  
F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て必ず御連絡ください。
  - (4) 回答方法  
質問に対する回答は、平成31年1月31日(木)に、全参加者宛てにF A X又は電子メールにて送付します。
- 7 入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
  - (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
  - (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
  - (1) 入札方法等
    - ア 入札の日時及び場所
      - (ア) 入札日時  
平成31年2月5日(火) 午後2時
      - (イ) 入札場所  
川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 2階 第1会議室
    - イ 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先
      - (ア) 期限

平成31年2月4日(月) 必着

(イ)あて先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有  
効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うこと  
があります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、  
これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、  
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納  
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議  
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し  
ます。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札  
情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧するこ  
とができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同  
じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川  
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め  
るところによります。

### 川崎市公告(調達)第3号

入札公告

教育文化会館PCB含有調査及び分析業務委託契約に  
関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

教育文化会館PCB含有調査及び分析業務委託

(2) 履行場所

川崎市教育文化会館

川崎市川崎区富士見2-1-3

(3) 履行期限

平成31年2月1日から平成31年3月29日まで

(4) 調達概要

別紙委託業務仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満  
たさなければなりません。

(1) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に  
地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託  
有資格業者名簿の以下の業種・種目に全て登載され  
ていること。

業種20「調査・測定」

種目99「その他の調査・測定」

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争  
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0011

川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 1階受付

電 話：044-233-6361

F A X：044-244-2347

E-Mail：[88kyobun@city.kawasaki.jp](mailto:88kyobun@city.kawasaki.jp)

(2) 配布・提出期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月18日  
(金)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

※競争参加申込書の様式について、電子メールで  
の配布を希望される場合、3(1)の電話番号及び  
メールアドレスへ御連絡ください。(電話とメ

ール、両方への連絡が必須です)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

競争参加申込書

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

なお、入札説明書は3(1)の場所において、平成31年1月10日(木)から平成31年1月18日(金)までの下記の時間、縦覧に供します。

午前9時から正午までと午後1時から午後5時までただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、平成31年1月21日(月)午後5時までに平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成31年1月21日(月)

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

平成31年1月21日(月)から平成31年1月23日(水)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)に記載の受付に直接持参するか、FAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、FAX・電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、3(1)の場所において、平成31年1月25日(金)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成31年1月25日(金)午後5時までに、競争参加資

格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へFAX又は電子メールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書等について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成31年1月29日(火) 午前11時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 4階 第3学習室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入

札情報「かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第4号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市動物愛護センター  
川崎市中原区上平間1700番地8
- (3) 履行期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要  
収容動物の給餌、哺乳、給水等の飼養、飼育室等の消毒洗浄、食器、布類の消毒洗浄について、感染症予防に対応した飼養管理業務等を実施します。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に搭載のない者を含む。)は、財政局管財部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成31年1月18日までに行ってください。
- (4) 平成26年度以降で官公庁又は民間において、動物飼養管理業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問合せ先  
〒213-0025  
川崎市高津区蟹ヶ谷119番地  
川崎市動物愛護センター 庶務担当 高橋  
電 話 044-766-2237  
F A X 044-798-2743  
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
- (2) 配付・提出期間  
平成31年1月10日(木)から平成31年1月18日(金)までの下記の時間。  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- (3) 提出物  
ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法  
持参とします。
- 4 入札説明書等の交付  
上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、平成31年1月10日(木)から平成31年1月18日(金)午後5時まで縦覧に供します。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成31年2月6日(水)までに送付します。
- 6 入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。  
(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。  
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様に関する問合せ  
(1) 問合せ先  
上記3(1)に同じ  
(2) 問合せ期間  
平成31年1月10日(木)から平成31年2月8日(金)までの下記の時間。  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

## (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、FAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当あて連絡してください。

## (4) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年2月18日(月)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法等

## ア 持参による入札の場合

## (ア) 入札書の提出日時

平成31年2月26日(火)午後3時

## (イ) 入札書の提出場所

川崎市動物愛護センター 3階 研修室

川崎市中原区上平間1700番地8

## イ 郵送による入札の場合

## (ア) 入札書の提出期限

平成31年2月25日(月)午後5時 必着

## (イ) 入札書の提出先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 高橋

電話 044-589-7137

## (2) 入札保証金

免除とします。

## (3) 開札の日時

上記8(1)ア(ア)と同じ

## (4) 開札の場所

上記8(1)ア(イ)と同じ

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

## (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

## 要

## (3) 前払金

否

## (4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

## 10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

## 11 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to be required

The contract for the consignment of Animalbreeding management.

(2) Time-limit for tender

15:00 P.M. February 26, 2019(Tuesday)

(3) Time-limit for tender by mail:

17:00 P.M. February 25, 2019(Monday)

(4) Language and currency used in the contract formalities:

Japanese language and currency

(5) Contact point for the notice:

Animal Protect Center

Public Health Centers

Health and Welfare Bureau

Kawasaki City

119 Kanigaya, Takatsu-Ku, Kawasaki City

Kanagawa Prefecture, 213-0025, Japan

TEL:044-766-2237

FAX:044-798-2743

E-mail : 40dobutu@city.kawasaki.jp

## 川崎市公告(調達)第5号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

重金属安定剤 約254トン

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式により行います(電子入札はできません)。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成31年1月21日までに行ってください。

(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課 担当 尾鷲

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2092

イ 閲覧期間 平成31年1月10日～平成31年1月21日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、

午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわ

さき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 平成31年1月10日～平成31年1月21日 午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

(1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。

ア 日時 平成31年1月28日又は29日

時間については、別途入札参加者にお知らせします。

イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

川崎市浮島処理センター

(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

ア 提出書類

(ア) 上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類(仕様書によります。)

(イ) 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類(代理店証明書等)

イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。

ウ 提出期間 平成31年1月30日～平成31年2月28日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、

午後1時～午後5時

## 7 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局施設部処理計画課 担当 島田  
電話 044-200-2589

## 8 仕様書に関する質問・回答

## (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

## ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、上記3(1)の場所で行います。

また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

## イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。

配布・提出期間 平成31年1月10日～  
平成31年2月28日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、  
午後1時～午後5時

また、質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

## (2) 回答

ア 回答予定日 平成31年3月12日 17時まで

## イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答予定日までに9の入札参加資格確認通知書等に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

## 9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成31年3月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していな

い者には、平成31年3月12日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

## 10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 11 入札の手続等

## (1) 入札方法

薬品1トンあたりの単価で行います。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月19日

午前11時00分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成31年3月15日 必着

イ あて先 上記3(1)アと同じ

## (4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 12 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Heavy metal stabilizer, approximately 254t

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 19 March 2019

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Property Administration Department  
Finance Bureau  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
TEL : 044-200-2092

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第6号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

麻生市民館・図書館ファンコイルユニットその他設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

(4) 業務概要

麻生市民館・図書館に設置されている床置形ファンコイルユニット及びパッケージエアコンの交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。

(3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、2(6)に示す類似業務の実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒215-0004

[住所等] 川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号

[担当課] 麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課(麻生市民館)

電話 044-951-1300(直通)

FAX 044-951-1650

E-mail 88asaosi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月17日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成31年1月23日(水)までに、平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレスあて、一般競争参加資格確認通知書を送付します。また、電子メールアドレスの登録を行っていない場合はFAXにて交付します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成31年1月17日(木)から1月24日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88asaosi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-951-1650

(5) 回答方法

平成31年1月31日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入

札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年2月8日(金) 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号  
麻生市民館第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入

札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先  
の場所で閲覧することができます。

(5) 特定業務委託契約について

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「特定契約(公契約)に関する情報」を御確認ください。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (4) 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更(平成31年12月27日限り)を行う予定です。

川崎市公告(調達)第7号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市役所第2・3・4庁舎の電気需給に関する契約
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4ほか2か所
- (3) 履行期限

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結  
調達見込数量 約5,389,900キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に搭載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成31年1月15日(火)までに行うこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成31年1月15日(火)までに行うこと。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎  
川崎市総務企画局総務部庁舎管理課  
電話 044-200-3555

(2) 配布・提出期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月22日(火)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日、及び祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、無償で入

札説明書を交付します。また、入札説明書は縦覧に供します。

(1) 縦覧場所

3(1)と同じ

(2) 縦覧期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月22日(火)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日、及び祝日を除きます。

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、平成31年1月29日(火)午後5時までに平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス(以下、「届出電子メールアドレス」という。)宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

6 仕様書に関する問い合わせ

仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17tyosya@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

平成31年1月31日(木)から平成31年2月5日(火)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 質問回答縦覧

質問に対する回答は3(1)の場所において、平成31年2月8日(金)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成31年2月8日(金)に、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)の川崎市役所に届出されている電子メールアドレス宛てに送信します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

平成31年2月25日(月) 午前11時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎

5階総務企画局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成31年2月22日(金) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)と同じ

11 Summary

- (1) Nature and quantity of product to be purchased :  
Electricity about 5,389,900kWh to use at Kawasaki City Office Building No.2, 3 and 4
- (2) Time-limit for tender:  
11:00 A.M. February, 25, 2019
- (3) Time-limit for tender by mail:  
February, 22, 2019
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
City Hall Management Section  
General Administration Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4 Higasida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki City, Kanagawa, 210-8577, JAPAN  
Tel 044-200-3555

川崎市公告(調達)第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
マイクロソフトソフトウェアアシュアランス
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
- (3) 履行期限  
平成31年3月31日
- (4) 調達概要  
ア 調達物品  
「入札説明書」によります。  
イ 数量  
「入札説明書」によります。

2 入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「コンピュータ」種目「ソフトウェア・消耗品」に記載されていること。  
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理

部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成31年1月22日(火)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

ただし、申込書の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)  
総務企画局情報管理部システム管理課  
担当 森田・坂本  
電 話 044-200-3076  
F A X 044-200-3752  
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月22日(火)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

4 一般競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時  
平成31年1月31日(木)  
午前8時30分から正午まで及び  
午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所  
3(1)と同じ
- (3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成31年1月10日(木)から平成31年1月22日(火)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

- (1) 日 時 平成31年1月31日(木)  
午前8時30分から正午まで及び  
午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場 所 川崎市役所 第3庁舎9階
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- (1) 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間は、平成31年1月31日(木)から平成31年2月7日(木)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします(ＦＡＸ又は持参にてお願いします)。  
なお、回答については平成31年2月13日(水)、全社に文書(ＦＡＸ又は電子メール)にて送付します。
- 7 入札参加資格の喪失  
入札参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。
- 8 入札の手續等
- (1) 入札方法  
入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所  
ア 日時 平成31年2月21日(木)午後2時  
イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室Ⅱ
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先  
ア 期限 平成31年2月20日(水)必着  
イ 宛先 3(1)に同じ
- (4) 入札保証金  
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手續き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :  
Microsoft Software Assurance
- (2) Time-limit for tender :  
2:00 P.M. February 21, 2019
- (3) Time-limit for tender by mail :  
February 20, 2019
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel:044-200-3076

## 川崎市公告(調達)第9号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎競輪場の電気需給に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から  
平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結  
調達見込数量 2,306,895キロワット時

## 2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に業種「その他物品販売」の種目「電気供給」に記載されていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者（入札参加業種に記載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成31年1月24日までに行ってください。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

### 3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の郵送による提出は、認めません。

#### (1) 配布・提出場所

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6  
経済労働局公営事業部総務課  
(川崎競輪場メインスタンド2階) 担当 野崎  
電話 044-233-5501

#### (2) 配布・提出期間

平成31年1月10日（木）から  
平成31年1月24日（木）まで  
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時  
(土・日及び休日は除く。)

#### (3) 提出方法 持参

### 4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成31年1月10日（木）から平成31年1月24日（木）まで縦覧に供します。

(1) 場所 3(1)に同じ。

(2) 方法 無料交付で直接行います。

### 5 確認通知書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)に同じ。

#### (2) 配布期間

平成31年2月1日（金）  
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時

### 6 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入

札に参加できません。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札書の提出日時及び場所

ア 日時 平成31年2月21日（木） 午前10時  
イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-6  
経済労働局公営事業部総務課  
(川崎競輪場メインスタンド2階)

#### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成31年2月20日（水）必着  
イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-6  
経済労働局公営事業部総務課

#### (3) 入札保証金 免除

ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

(4) 開札の日時 上記7(1)アに同じ

(5) 開札の場所 上記7(1)イに同じ

#### (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

### 8 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

(5) 議決の要否 否

### 9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

### 10 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased : Electricity 2,306,895 kwh to use at Kawasaki Cycling Stadium

(2) Time-limit for tender : 10:00 A.M 21,

February, 2019

20, February, 2019 (by mail)

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE  
 General Administration Section  
 Municipal Bicycle Racing Track Department  
 Economic and Labor Affairs Bureau  
 2-1-6, Fujimi, Kawasaki-Ku  
 Kawasaki, Kanagawa 210-0011, Japan  
 TEL: 044-233-5501

川崎市公告(調達)第10号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
 平成31年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎競輪場選手宿舎小向会館の電気需給に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市幸区小向西町4-110
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結  
 調達見込数量 243,670キロワット時

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に業種「その他物品販売」の種目「電気供給」に記載されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加

申込書の郵送による提出は、認めません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6  
 経済労働局公営事業部総務課  
 (川崎競輪場メインスタンド2階) 担当 野崎  
 電話 044-233-5501

(2) 配布・提出期間

平成31年1月10日(木)から  
 平成31年1月24日(木)まで  
 午前9時~午前12時、午後1時~午後4時  
 (土・日及び休日は除く。)

(3) 提出方法 持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成31年1月10日(木)から平成31年1月24日(木)まで縦覧に供します。

(1) 場所 3(1)に同じ。

(2) 方法 無料交付で直接行います。

5 確認通知書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)に同じ。

(2) 配布期間

平成31年2月1日(金)  
 午前9時~午前12時、午後1時~午後4時

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出日時及び場所

ア 日 時 平成31年2月21日(木)  
 午前10時15分  
 イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6  
 経済労働局公営事業部総務課  
 (川崎競輪場メインスタンド2階)

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期 限 平成31年2月20日(水) 必着  
 イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6  
 経済労働局公営事業部総務課

(3) 入札保証金 免除

ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

(4) 開札の日時 上記7(1)アに同じ

(5) 開札の場所 上記7(1)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

(5) 議決の要否 否

9 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(3) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第11号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

国民健康保険システムに係る機器更改業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成30年12月3日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神奈川支社

支社長 木下 孝彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 契約金額

49,455,360円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第12号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 みぞのくち市税事務所及びしんゆり市税事務所等の電話交換設備等一式の賃貸借及び保守業務

(2) 履行場所 みぞのくち市税事務所及びしんゆり市税事務所

(3) 履行期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(4) 調達概要 電話交換設備等一式の賃貸借及び保守詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」、種目「事務用機器」で申請済みであること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本業務の機器等の物品調達について、本市又は他官公庁に過去5年以内に業務を履行した類似の契約実績があること。

(5) この調達において契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実かつ速やかに納入できること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当:大澤

電話:044-200-2190(直通)

FAX:044-200-3906

E-mail: [23zeisei@city.kawasaki.jp](mailto:23zeisei@city.kawasaki.jp)

(2) 配布及び提出期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前

8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 契約内容を確認できる契約書等の写し(履行中の契約でも可)

ウ 導入予定設備・機器等について、その仕様を掲載したカタログ等

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

平成31年1月22日(火) 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書と併せて入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

なお、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」－「入札情報」の「物品」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成31年1月22日(火)から平成31年1月25日(金)午後5時15分まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を上記5(1)担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、平成31年1月28日(月)午後5時15分までに、競争入札参加資格があると認められた者全者宛てにFAXまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

機器等の調達及び導入設置作業に係る費用を含む5年間のリース費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、リース総額は、1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 機器の保守費用

イ 機器の保険料

ウ 機器の輸送、設置、撤去等に係る費用

エ その他調達物件の賃借に係る費用

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

平成31年1月30日(水) 午後2時30分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル4階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) この契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を川崎市は変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は川崎市と落札者が協議して定めるものとします。

(5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第13号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び供給内容

川崎市川崎区役所大師支所ほか23施設で使用する電力の供給

6,432,000キロワット時

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市宮前区役所まちづくり推進部総務課

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5

3 落札者を決定した日

平成30年11月29日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

代表取締役 川崎敏寛

5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)

106,707,184円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(及び公示)を行った日

平成30年10月10日

税 公 告

川崎市税公告第263号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第264号

次の市税に係る課税額変更(取消)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・ 備考
平成 30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期 以降		計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第265号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭

和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年12月18日

川崎市長 福田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分以降	平成31年1月4日 11月随時分	計67件
平成30年度	固定資産税 都市計画税	11月随時分以降	平成31年1月4日 11月随時分	計2件
平成30年度 (平成29年度課税分)	固定資産税 都市計画税	11月随時分以降	平成31年1月4日 11月随時分	計2件
平成30年度 (平成28年度課税分)	固定資産税 都市計画税	11月随時分以降	平成31年1月4日 11月随時分	計2件

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第266号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)第10条の2第1項(災害等による期限の延長)の規定に基づく平成30年川崎市税公告第233号において、別途公告することとしている期日(地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下「申告等」という。)に関する期限)については、次のとおりとします。

平成30年12月19日

川崎市長 福田 紀 彦

	対象となる申告等の期限	指定する期日
1	給与所得に係る個人の市民税・県民税の特別徴収税額の納入の期限のうち右に掲げる期日に到来するもの	平成31年2月12日
	平成30年9月10日	
	平成30年10月10日	
	平成30年11月12日	
	平成30年12月10日	
2	1の項に掲げる期限以外の申告等の期限	平成31年1月31日
	平成31年1月10日	

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第267号

市税過誤納金等還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第268号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

### 上 下 水 道 局 告 示

#### 川崎市上下水道局告示第62号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成30年12月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1644号  
氏名又は名称 アクアシステムズ大設合同会社  
住 所 横浜市旭区善部町5番地33  
代表者氏名 大里 誉士人  
指 定 年 月 日 平成30年12月18日
- 2 指 定 番 号 第1645号  
氏名又は名称 株式会社ダイショー  
住 所 横浜市旭区三反田町83番1  
代表者氏名 今城 幸  
指 定 年 月 日 平成30年12月18日
- 3 指 定 番 号 第1646号  
氏名又は名称 有限会社アサクマ設備  
住 所 神奈川県秦野市渋沢1418番地の23  
代表者氏名 朝隈 泰明  
指 定 年 月 日 平成30年12月18日
- 4 指 定 番 号 第1647号  
氏名又は名称 有限会社海栄総合サービス  
住 所 神奈川県海老名市杉久保南4丁目  
19番5号  
代表者氏名 門馬 功  
指 定 年 月 日 平成30年12月18日
- 5 指 定 番 号 第1648号  
氏名又は名称 エルエス合同会社  
住 所 東京都八王子市寺田町761番3号  
代表者氏名 小柳 圭司  
指 定 年 月 日 平成30年12月18日
- 6 指 定 番 号 第1649号  
氏名又は名称 原口工業  
住 所 川崎市宮前区神木本町4丁目12番10号  
代表者氏名 原口 賢二  
指 定 年 月 日 平成30年12月18日

**川崎市上下水道局告示第63号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の  
変更を行いましたので告示します。

平成30年12月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第1366号  
氏名又は名称 丸山設備  
住 所 (新) 東京都町田市常盤町3416番地  
5

(旧) 東京都町田市本町田3549番地  
10 藤の台団地2-19-303

代表者氏名 丸山 明孝  
変更年月日 平成30年10月31日

- 2 指 定 番 号 第1558号  
氏名又は名称 株式会社トミセイ  
住 所 (新) 横浜市磯子区岡村3丁目25番  
5-815号  
(旧) 横浜市磯子区丸山2丁目10番  
1-202号  
代表者氏名 鎌石 達雄  
変更年月日 平成30年10月31日

**川崎市上下水道局告示第64号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止  
を行いましたので告示します。

平成30年12月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 指 定 番 号 第471号  
氏名又は名称 有限会社フクダ設備  
住 所 横浜市瀬谷区阿久和西4丁目20番23号  
代表者氏名 福田 香  
廃止年月日 平成30年12月12日

**川崎市上下水道局告示第65号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平  
成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づ  
き、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同  
規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年12月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定有効期間  
平成31年1月1日から  
平成35年10月31日まで
- 2 指定工事店  
指 定 番 号 1076  
商号又は名称 栄和設備  
営業所所在地 横浜市鶴見区下末吉3丁目12番8号  
代表者氏名 石川 栄二  
指 定 番 号 1077  
商号又は名称 結工業株式会社

営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区川島町1572番地1  
メゾンジュネスI-101号  
代表者氏名 福田 寛美  
指 定 番 号 1078  
商号又は名称 株式会社横浜アクア  
営業所所在地 横浜市南区堀ノ内町2丁目146番地  
の16  
代表者氏名 制野 安幸  
指 定 番 号 1079  
商号又は名称 有限会社アサクマ設備  
営業所所在地 神奈川県秦野市渋沢1418番地の23  
代表者氏名 朝隈 泰明

指 定 番 号 1080  
商号又は名称 有限会社海栄総合サービス  
営業所所在地 神奈川県海老名市杉久保南4丁目19  
番5号  
代表者氏名 門馬 功

**上 下 水 道 局 公 告**

**川崎市上下水道局公告第101号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成31年度 長沢浄水場 脱水土処理(セメント)業務委託(単価契約)
	履 行 場 所	局指定場所
	履 行 期 限	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、 種目「産業廃棄物処分業」に登録されていること。 (4) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けていること。 (5) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第3条に規定する大型自動車が行ける行程 で長沢浄水場からの行程距離が30キロメートル以内にあること。 (6) 平成15年4月1日以降に、国・地方公共団体等が発注した脱水土処理業務委託(セメント原料 化)において、元請として年間1,000トン以上の履行完了実績を有すること。 (7) 脱水土を1日300トン以上かつ1か月3,000トン以上受け入れることが可能であること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年1月17日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の 可決により生じます。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度 川崎区ほか下水枝線実施設計委託第14号
	履 行 場 所	川崎市川崎区、中原区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に契約した、下水道管きよの改築・更新に係る詳細設計（耐震実施設計（レベル1及び2）を含む）委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成31年1月17日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第102号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	西部下水道管理事務所空気調和設備更新工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬1-21-6
	履行期限	契約の日から平成31年6月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>	
入札日時等	平成31年1月18日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	戸手ポンプ場汚水沈砂池用原水ストレーナ整備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手4-4-2
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成31年1月18日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	大島ポンプ場No.2 高段雨水ポンプ用エンジン整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4-17-11ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 上下水道施設において、ポンプ設備に係るエンジンの分解整備工事又は自家発電設備に係るエンジンの分解整備工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	

入札日時等	平成31年1月18日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	戸手ポンプ場汚水ポンプ棟外壁改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手4-4-2
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成31年1月18日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	南町地区下水枝線第218号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区南町地内
	履 行 期 限	契約の日から295日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成31年1月21日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 上下水道局公告(調達)

### 川崎市上下水道局公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

- ア 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 6,245,319キロワット時
- イ 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 3,062,263キロワット時
- ウ 生田浄水場で使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 9,732,480キロワット時
- エ 平間配水所で使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 2,364,602キロワット時
- オ 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 3,258,254キロワット時
- カ 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 21,229,584キロワット時
- キ 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 22,115,120キロワット時
- ク 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 12,076,722キロワット時
- ケ 等々力水処理センターで使用する電気(単価契約)

- コ 予定使用電力量 25,342,224キロワット時
- ク 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 5,891,177キロワット時
- サ 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 4,879,408キロワット時
- シ 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)  
予定使用電力量 2,923,221キロワット時

##### (2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

##### (3) 納入場所

仕様書によります。

##### (4) 納入期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

##### (5) 本案件は、紙入札方式で行います。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けた者であること。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」のうち種目「電気供給」に登録されており、かつ、川崎市環境配慮電力入札実施要綱第4条第2項の規定に基づき、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)は、財政局資

- 産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を平成31年1月24日までに行ってください。
- 3 入札説明書等の閲覧及び交付  
次により入札説明書等を閲覧することができます。  
また、希望者には無償で交付します。
- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2091
- (2) 期間 平成31年1月10日(公告日)から  
平成31年1月24日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分から正午、  
午後1時から午後5時
- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布  
競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
- (2) 提出期間及び場所  
競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。  
なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送による提出は認めません。
- (3) 問い合わせ先  
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
担当 西脇  
電話 044-200-2091
- 5 競争入札参加希望者に求められる義務  
この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類(小売電気事業の登録の通知の写し)を提出しなければなりません。  
また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができますと認められた者に限り入札に参加することができます。
- 6 仕様書作成担当者
- (1) 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課  
担当 八木  
電話 044-911-2022
- (2) 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課  
担当 東  
電話 044-900-9710
- (3) 生田浄水場で使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局長沢浄水場生田浄水場  
担当 小松  
電話 044-944-2131
- (4) 平間配水所で使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課  
担当 東  
電話 044-900-9710
- (5) 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局水管理センター水運用センター  
担当 吉田  
電話 044-866-0335
- (6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課  
担当 西尾  
電話 044-200-0351
- (7) 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課  
担当 西尾  
電話 044-200-0351
- (8) 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課  
担当 西尾  
電話 044-200-0351
- (9) 等々力水処理センターで使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課  
担当 西尾  
電話 044-200-0351
- (10) 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課  
担当 西尾  
電話 044-200-0351
- (11) 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課  
担当 西尾  
電話 044-200-0351
- (12) 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課  
担当 西尾  
電話 044-200-0351
- 7 仕様書に関する質問、回答
- (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

#### ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できません。

#### イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

#### (2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後の再質問は受付をいたしません。

#### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、平成31年2月8日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、平成31年2月8日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。

なお、契約は、総価の基礎となった明細内訳書の各単価で締結します。

##### ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成31年2月21日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成31年2月18日 必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

#### (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年2月21日 午前10時30分

1(1)アからシまでの購入物品の開札を同時に行います。

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

#### (3) 入札保証金

免除とします。

#### (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 12 契約締結後の提出書類

この契約締結後、一般送配電事業者と「接続供給契約」、「事故時補給契約」等の電力バックアップ契約を締結し、契約書の写しを提出してください。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社がこの契約の相手方となった場合には、不要とします。

#### 13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、

川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- a Electricity 6,245,319kWh to use at Nagasawa Purification Plant
  - b Electricity 3,062,263kWh to use at Shiomidai Regulating Reservoir
  - c Electricity 9,732,480kWh to use at Ikuta Purification Plant
  - d Electricity 2,364,602kWh to use at Hirama Regulating Reservoir
  - e Electricity 3,258,254kWh to use at Saginuma Regulating Reservoir
  - f Electricity 21,229,584kWh to use at Iriezaki Sludge Treatment Center
  - g Electricity 22,115,120kWh to use at Iriezaki Wastewater Treatment Center
  - h Electricity 12,076,722kWh to use at Kase Wastewater Treatment Center
  - i Electricity 25,342,224kWh to use at Todoroki Wastewater Treatment Center
  - j Electricity 5,891,177kWh to use at Asao Wastewater Treatment Center
  - k Electricity 4,879,408kWh to use at Tode Pumping Station and others
  - l Electricity 2,923,221kWh to use at Komukai Pumping Station and others
- (2) Time limit for tender:
- a Direct delivery  
10:30A.M. 21 February, 2019
  - b By mail  
18 February, 2019
- (3) Contact point for the notice:
- KAWASAKI CITY OFFICE  
contract section  
Property Administration  
Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-2091
- (4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告(調達)第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
平成31年度 下水汚泥焼却灰等運搬処分業務その1委託(単価契約)
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区浮島町511番地ほか
- (3) 履行期間  
契約の日から平成31年7月31日まで
- (4) 業務概要  
本業務委託は、浮島地区に保管している焼却灰等を管理型最終処分場へ車両で輸送し、陸上埋立処分を行うものです。  
運搬業務  
特定産業廃棄物処分業務  
産業廃棄物処分業務  
※詳細は仕様書によります。

- (5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は3(2)の期間中に3(1)の場所にて競争入札参加申込みを行ってください。

2 競争入札参加資格に関する事項

本業務委託の入札は、混合入札により執行します。

入札に参加を希望する者は、川崎市上下水道局下水汚泥焼却灰処分等委託共同企業体取扱要綱(以下「要綱」という。)に規定する共同企業体、又は単体企業とし、次の条件を全て満たさなければなりません。

共同企業体を構成する場合の構成員数は2者以上とし、共同企業体の代表企業を入札に参加する代表者とします。また、(3)及び(4)の要件については、共同企業体の各構成員が分担して要件に適合することで補完し合い、共同企業体として全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」に登載されていること。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者

名簿に登載されていない者(入札参加業種・種目に登載のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、平成31年1月31日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 次の条件を全て満たすこと。なお、いずれも許可品目の種類に「ばいじん」及び「燃え殻」が含まれていること。

- ア 川崎市(又は神奈川県)及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること  
イ 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を有していること

※2(4)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※「入札情報かわさき」のアドレス:

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2097
- (2) 期間 平成31年1月10日～平成31年1月31日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

### 4 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

- (1) 共同企業体の競争入札参加申込書等提出方法  
以下のア～ウの書類を、3(1)の場所に持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

提出書類

- ア 競争入札参加申込書  
イ 委任状(要綱第1号様式)  
ウ 共同企業体協定書(要綱第2号様式)

- (2) 単体企業の競争入札参加申込書提出方法

4(1)アの書類を、3(1)の場所に持参により提出してください。

- (3) 提出期間

共同企業体・単体企業ともに、提出期間は3(2)と同じです。

- 5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は、電子ファイルのダウンロードにより取得してください。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」内「入札公表(上下水道局)」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

- 6 見積用設計図書類に関する質問・回答

- (1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

- ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

- イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所へ、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

期間 平成31年2月1日～平成31年2月7日

(土曜日及び日曜日を除く。)

午前8時30分～正午、

午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

- (2) 回答

- ア 回答日

平成31年2月13日 午前9時

- イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認め

られた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、平成31年2月13日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

#### 7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス（共同企業体の場合は代表者のメールアドレス）に、平成31年2月13日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成31年2月13日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

#### 8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 9 入札の手続等

##### (1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

##### (2) 「その他産業廃棄物処分に伴う税」の積算方法について

各内訳単価のうち「その他産業廃棄物処分に伴う

税」は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例等で定める1tあたりの課税額とします。川崎市又は管理型最終処分場のいずれが支払う場合であっても、必ず入札書に記載する内訳単価の合計額に含めてください。ただし、管理型最終処分場が当該税制度のない自治体に所在する場合は、当該内訳単価を含めずに入札金額を見積もってください。

#### (3) 入札書の提出及び入札方法

##### ア 持参による入札の場合

##### (ア) 入札書の提出日時

平成31年2月28日 午後2時30分

##### (イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

##### イ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

##### (ア) 入札書の提出期限 平成31年2月27日 必着

##### (イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

#### (4) 開札の日時及び場所

##### ア 日時 平成31年2月28日 午後2時30分

##### イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

#### (5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任した書類を事前に提出しなければなりません。

#### (6) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は直ちに再度入札を行います。（開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

#### (7) 入札保証金

免除とします。

#### 10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

##### (1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認（申請）書」（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。）、2(4)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課（川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター 住所：川崎市川崎区塩浜3-24-12 電話：044-287-7212）に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は次のとおり決定します。

なお、落札者は、落札決定後に「その他産業廃棄物処分に伴う税」の金額の根拠となる条例等の写しを提出していただきます。

ア 運搬費、特定産業廃棄物処分費、産業廃棄物処分費

<p>入札金額から「その他産業廃棄物処分に伴う税」を除いた金額</p> <hr/> <p>予定価格から「その他産業廃棄物処分に伴う税」を除いた金額 × 予定価格を構成する各内訳単価</p>
--

イ その他産業廃棄物処分に伴う税

契約単価は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例等で定める1tあたりの課税額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該

当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
担当 照井  
電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

(5) 本案件の落札者との契約は、落札決定後、川崎市及び産業廃棄物の処分先となる許可権者において、本委託の内容について事前協議が整うことを条件とします。

13 Summary

(1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal Year Heisei 31 (2019) ;

Transportation and disposal of sewage sludge ash (#1)

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

2:30P.M. 28 February 2019

b By mail

27 February 2019

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第12号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月28日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第9条第4項第1号中「及び特殊1日乗車券」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「10円未満に」を「10円未満の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第11条第4項第5号中「、特殊1日乗車券及び家族1日乗車券」を削る。

第12条第3項第1号中「及び特殊1日乗車券」を削り、同条第4項を削る。

第13条第1項の表を次のように改める。

種 別		発売場所
通信教育回数乗車券		営業所、 乗車券発売所
特殊通信教育回数乗車券		
回数乗車券		営業所、 乗車券発売所
共通回数乗車券 (新ゆりグリーンタウン～新百合丘駅前)		鷲ヶ峰営業所
1日乗車券	大人 小児	乗合自動車内
定期乗車券		営業所、 乗車券発売所
共通定期乗車券	宮前区役所前～上野川	井田営業所、 溝口乗車券発売所
	柿生駅前～日吉ノ辻	鷲ヶ峰営業所
	新ゆりグリーンタウン～ 新百合丘駅前	鷲ヶ峰営業所

第14条第1項中「、特殊1日乗車券及び家族1日乗車券（以下この条において「1日乗車券」という。）」を削り、同条第2項中「記録し、特殊1日乗車券及び家族1日乗車券の乗車指定日は、最初に使用した際に券面に表示する」を「記録する」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第21条第1項中「場合、」を「場合又は」に改め、「又は乗車券の磁気情報に不具合を生じた場合」を削り、同条第2項第3号を削る。

第23条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第1（第3条関係）中

「

溝口駅南口	〃	〃
-------	---	---

」

を

「

溝口駅南口	〃	〃
溝口駅前		アマゾン川崎FC

」

に改める。

別表第7（第5条関係）中

「

1日乗車券	大人	510円
	小児	260円
特殊1日乗車券	大人	200円
	小児	100円
家族1日乗車券		800円

」

を

「

1日乗車券	大人	510円
	小児	260円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成31年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日（以下「施行日」という。）前に発行された家族1日乗車券及び特殊1日乗車券の使用及び払い戻しは、施行日から平成31年3月31日までの間は、改正後の川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に発行された家族1日乗車券及び特殊1日乗車券の払戻しは、改正後の川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の規定にかかわらず、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、未使用のものに限り、既納乗車料金の全額を還付し、手数料については、無手数料で取扱う。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第76号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成30年12月18日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
市バス営業所ほか監視カメラ調達
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区塩浜 2-2-1 ほか
- (3) 履行期限  
平成31年 3月22日まで
- (4) 調達案件の特質等  
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「家電・通信機器」のランク「A」又は「B」、種目「カメラ・視聴覚機器」、地域区分「市内」、企業規模「中小企業」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 同等品にて納入予定の物品については、当局の承認を得ていること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子 1丁目 8番地 9  
川崎御幸ビル 9階  
企画管理部経理課 契約担当 森  
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間  
平成30年12月18日から平成30年12月25日までの午前 8時30分から正午まで及び午後 1時から午後 5時

15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に伴う振替休日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 森山  
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年 1月16日 午前10時00分  
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル 8階  
川崎市川崎区砂子 1丁目 8番地 9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第77号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月18日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上平間営業所建て替えに伴う家具購入

(2) 履行場所

上平間営業所

(3) 履行期限

平成31年2月15日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「文具・事務機器」、種目「事務用器具」、地域区分「市内」、企業規模「中小企業」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年12月18日から平成30年12月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に伴う振替休日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 管理担当 木村

電話 044-200-2471

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年1月16日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただ

し、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第78号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月19日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

油圧シリンダー式二柱リフト一式(バンザイ)  
WSL-PSCT322S(特別仕様)

(2) 履行場所

塩浜営業所整備係

(3) 履行期限

平成31年3月29日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「産業機器」のランク「A」又は「B」、種目「建設・電気機器」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年12月19日から平成30年12月26日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に伴う振替休日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月28日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 伊藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年1月17日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

**交 通 局 公 告 ( 調 達 )**

**川崎市交通局公告(調達)第1号**

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年1月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

1 役務の名称

川崎市交通局自動料金収納機等更新業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成30年12月12日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 小田原機器 東京営業所

所長 綾部 朗

東京都港区新橋3丁目7番2号 吉松ビル

5 契約金額

305,586,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年10月25日

**川崎市交通局公告(調達)第2号**

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年1月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

1 調達の名称

- (1) 軽油A(1月~3月分) 予定数量 258キロリットル
- (2) 軽油B(1月~3月分) 予定数量 368キロリットル
- (3) 軽油C(1月~3月分) 予定数量 188キロリットル
- (4) 軽油D(1月~3月分) 予定数量 420キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成30年12月19日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 軽油A

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

(2) 軽油B

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

(3) 軽油C

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

(4) 軽油D

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

5 落札金額

- (1) 軽油A 89,450円 (1キロリットル当たり)
- (2) 軽油B 89,370円 (1キロリットル当たり)
- (3) 軽油C 89,400円 (1キロリットル当たり)
- (4) 軽油D 89,270円 (1キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年10月25日

## 病 院 局 公 告

### 川崎市病院局公告第53号

#### 入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月19日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

- (2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで縦覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩病院電話交換設備改修工事
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
	履行期間	契約の日から平成31年6月18日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
申 込 締 切 日	平成31年1月7日（月）まで受け付けます。	
予 定 価 格	公表しません。	
入 札 保 証 金	免除とします。	
最 低 制 限 価 格	設定します。	
郵 便 入 札 締 切 日	平成31年1月31日（木）必着	
開 札 日	平成31年2月4日（月）午後3時30分	

## 川崎市病院局公告第54号

## 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

## 1 総 則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当

(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規

程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度

川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室

(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入

札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する体温管理システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する手術室用備品の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する婦人科ラパロ鉗子セットの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する大動脈バルーンパンピング装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する内視鏡ファイリングシステムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する前眼部OCTの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件7)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する回診用X線撮影装置・一般X線間接変換FPD装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	公告第54号案件7及び公告第55号案件1の2件による合併入札 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件8)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する全自動PTPシート払出装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場所	公告第54号案件8及び公告第55号案件2の2件による合併入札 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第55号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ

いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院一般X線間接変換F P D装置保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成33年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業 種 「医療関連業務」 種 目 「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場 所	公告第54号案件7及び公告第55号案件1の2件による合併入札 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院全自動PTPシート払出装置保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成37年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業 種 「医療関連業務」 種 目 「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	平成31年1月16日 午前10時00分
	場 所	公告第54号案件8及び公告第55号案件2の2件による合併入札 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 川崎市病院局公告第56号

## 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

## 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ

いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本調達に関する落札決定の効果は、平成31年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院給食業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号(川崎市立川崎病院)
	履行期限	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで(2年間の長期継続契約)
競争参加資格	名簿の登録	業種 「給食調理業務」 種目 「給食サービス」
	地域区分	設定しません。
	その他	1 平成20年4月1日以降に病床規模500床以上の病院において、元請として類似の受託実績を2件以上有していること。 2 産科病棟及び小児病棟の受託実績を有していること。 3 医療関連サービスマークを有していること。 4 競争参加申込後、職員同行のうえ現場視察を行うことを必須とします。
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月10日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月18日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p>	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立病院における診療費等代理納付業務
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「その他業務」 種目 「その他」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	平成30年12月25日から平成31年1月10日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成31年1月21日 午前 10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 病 院 局 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市病院局公告(調達)第1号

#### 入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

#### 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱によ

る指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

#### 3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

#### 4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(6) 参加者心得において無効と定める入札は、これを

無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、平成31年川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。  
ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1)
	契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
	概要	川崎病院の院内清掃業務を委託するものです。
競争参加資格	名簿の登録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
その他		<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。</p>
競争参加の申込等		平成31年1月10日から平成31年1月25日まで受付けます。
現場説明会		行いません。
入札及び開札	日時	平成31年2月20日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	平成31年2月18日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格		公表しません。
最低限価格		設定しません。
特定業務委託に関する事項		<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p>

特定業務委託に関する事項	<p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (<a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm">http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm</a>)</p>
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning of Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 20, 2019</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: February, 18, 2019</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	井田病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
	概 要	井田病院の院内清掃業務を委託するものです。
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。</p>
競争参加の申込等	平成31年1月10日から平成31年1月25日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	

入札及び開札	日 時	平成31年2月20日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	平成31年2月18日必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 限 価 格	設定しません。	
特定業務委託 に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (<a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm">http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm</a>)</p>	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning of Kawasaki Municipal Ida Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 20, 2019</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: February, 18, 2019</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1) 川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	履行期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登 録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療系産業廃棄物処分業」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別産業廃棄物収集運搬業」並びに「特別産業廃棄物処分業」の許可を自社において有しており、当該業務で必要とする廃棄物種類が記載されていること (許可証明書の写しを参加申し込み時に提出すること)</p> <p>2 最終処分地が確保されていること ※契約書に最終処分地を記載します。</p>

競争参加の 申 込 等	平成31年1月10日から平成31年1月25日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。(現場視察希望の場合は入札参加申込後、病院局契約担当へ連絡してください。現場視察は入札参加申込後、直接、下記担当と調整してください。) 川崎市立川崎病院 (代表) 044-233-5521 庶務課 管理係 鈴木 川崎市立井田病院 (代表) 044-766-2188 庶務課 管理係 濱田	
入札及び開札	日 時	平成31年2月20日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	平成31年2月18日必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 限 価 格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Infectious industrial waste and industrial waste collection transportation disposal business</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 20, 2019</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: February, 18, 2019</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

## 消 防 局 公 告

### 川崎市消防局公告第21号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年12月26日

川崎市消防長 原 悟 志

訓 練 1	日 時	平成31年1月5日(土) 10時00分～11時30分	
	場 所	麻生区上麻生6丁目15番1号 麻生水処理センター あさおふれあいの広場	
	消防隊数	消防隊等1隊	計1隊

訓 練 2	日 時	平成31年1月5日(土) 11時10分～11時30分	
	場 所	多摩区宿河原4丁目1番1号 川崎市立 稲田中学校	
	消防隊数	救助隊 1隊	計1隊
訓 練 3	日 時	平成31年1月6日(日) 11時5分～11時8分	
	場 所	中原区等々力1番1号 等々力緑地内催し物広場	
	消防隊数	消防隊等 1隊	計1隊
訓 練 4	日 時	平成31年1月8日(火) 11時22分～11時23分	
	場 所	川崎区東扇島30番地先 被害市扇島外貿地区岸壁	
	消防隊数	消防隊等 4隊	計4隊

川崎市消防局公告第22号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年12月26日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練 1	日 時	平成31年1月12日（土）11時00分～11時40分	
	場 所	宮前区犬蔵1丁目10番2号 川崎市消防局消防局 消防訓練センター	
	消防隊数	消防隊6隊 救急隊1隊	計7隊
訓練 2	日 時	平成31年1月13日（日）11時28分～11時30分	
	場 所	幸区河原町1 河原町グラウンド (河原町小学校跡地)	
	消防隊数	消防隊等 1隊	計1隊

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第31号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成30年12月19日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年12月26日（水）13時30分から
- 2 場 所 高津市民館 視聴覚室
- 3 議 事  
議案第55号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会  
委員及び川崎市いじめ問題専門・  
調査委員の委嘱について
- 4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第32号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成30年12月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成31年1月8日（火）14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事  
議案第56号 平成31年度使用高等学校教科用図  
書（追加）の採択について  
議案第57号 教育文化会館及び労働会館の再編  
整備に関する基本構想（案）につ  
いて

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙事務執行規程（昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号）及び川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年川崎市選挙管理委員会告示第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

平成30年12月25日

川崎市選挙管理委員会

委員長 野 口 邦 彦

公職選挙事務執行規程及び川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程（公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程）

第1条 公職選挙事務執行規程（昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「法第17条第3項」の次に「若しくは令第9条の2」を加える。

第19条の3第2項及び同条第3項中「市長の選挙における」を削る。

第15号様式中「何選挙」の次に「(選挙区)」を加える。

第16号様式の2中

「確認番号\_\_\_\_\_」  
年 月 日執行  
何 選挙」

を

「確認番号\_\_\_\_\_」  
年 月 日執行  
何 選挙  
(選挙区)」

に改める。

(川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程)

第2条 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年川崎市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のとおり改正する。

第1号様式その2及び第2号様式その2中の「市選管」を「選管」に、「年 月 日執行 川崎市市長選挙」を「年 月 日執行 選挙（区選挙区）」に改める。

第3号様式その2中「市選管」を「選管」に改め、「市長確認」を削り、「年 月 日執行 川崎市市長選挙」を「年 月 日執行 選挙（区選挙区）」に

改める。

第5号様式中「年 月 日執行 川崎市長選挙」を「年 月 日執行 選挙(区選挙区)」に、「(1)枚数 7万枚」を

「(1)枚数

イ 川崎市長選挙の場合 7万枚

ロ 川崎市議会議員選挙の場合 8千枚」

に改める。

第7号様式その2中「年 月 日執行 川崎市長選挙」を「年 月 日執行 選挙(区選挙区)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

制 定 理 由

公職選挙法の一部を改正する法律(平成29年法律第66号)及び川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第87号)が制定されたことに伴い、所要の整備を行うため、この規程を制定するものである。

## 宮 前 区 告 示

### 川崎市宮前区告示第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成30年12月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 6 - 02	平成30年12月3日
川崎 6 - 37	平成30年12月3日
川崎 7 - 64	平成30年12月3日
川崎 9 - 75	平成30年12月3日
川崎 10 - 24	平成30年12月3日
川崎 10 - 31	平成30年12月3日

## 川 崎 区 公 告

### 川崎市川崎区公告第121号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第7期	平成30年12月29日(第7期分)	計5件
平成30年度	介護保険料	第8期	平成30年12月29日(第8期分)	計32件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第122号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第5期	平成30年12月29日(第5期分)	計5件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第123号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第4期	平成30年12月29日(第4期)	計1件
平成30年度	介護保険料	第5期	平成30年12月29日(第5期)	計1件
平成30年度	介護保険料	第6期	平成30年12月29日(第6期)	計1件
平成30年度	介護保険料	第7期	平成30年12月29日(第7期)	計2件
平成30年度	介護保険料	第8期	平成30年12月29日(第8期)	計2件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第124号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成30年12月29日(第3期)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月29日(第4期)	計6件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月29日(第5期)	計12件
平成30年度	国民健康保険料	過随10月	平成30年12月29日(過随10月)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成30年12月29日(第6期)	計29件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第125号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年12月29日(第1期)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成30年12月29日(第2期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成30年12月29日(第3期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月29日(第4期)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月29日(第5期)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成30年12月29日(第6期)	計39件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第126号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月29日	計19件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成30年12月29日	計84件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第127号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者

に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の  
為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第128号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

### 幸 区 公 告

#### 川崎市幸区公告第45号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月18日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知

た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第46号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	平成30年12月29日 (第1期分)	計5件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	平成30年12月29日 (第2期分)	計5件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	平成30年12月29日 (第3期分)	計4件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	平成30年12月29日 (第4期分)	計3件

(別紙省略)

### 中 原 区 公 告

#### 川崎市中原区公告第70号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成30年12月18日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

(別紙省略)

#### 川崎市中原区公告第71号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月29日	計7件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月29日	計66件
平成30年度	国民健康保険料	9月期	平成30年12月29日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	10月期	平成30年12月29日	計1件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第72号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第7期	平成30年12月29日	計3件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第73号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成30年12月29日	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第2期	平成30年12月29日	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成30年12月29日	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第4期	平成30年12月29日	計4件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	10月期	平成30年12月29日	計2件

(別紙省略)

**高 津 区 公 告**

**川崎市高津区公告第78号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第6期分	平成30年12月29日 (第6期分)	計13件
平成30年度	介護保険料	第7期分	平成30年12月29日 (第7期分)	計12件
平成30年度	介護保険料	第8期分	平成30年12月29日 (第8期分)	計18件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第79号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第 1 期分	平成30年12月29日 (第 1 期分)	計 2 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 2 期分	平成30年12月29日 (第 2 期分)	計 4 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 3 期分	平成30年12月29日 (第 3 期分)	計 5 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 4 期分	平成30年12月29日 (第 4 期分)	計10件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 5 期分	平成30年12月29日 (第 5 期分)	計13件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 6 期分	平成30年12月29日 (第 6 期分)	計72件

(別紙省略)

**宮 前 区 公 告**

**川崎市宮前区公告第78号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第 5 期	平成30年12月29日	計 1 件
平成 30年度	介護保険料	第 6 期	平成30年12月29日	計 1 件
平成 30年度	介護保険料	第 7 期	平成30年12月29日	計 1 件
平成 30年度	介護保険料	第 8 期	平成30年12月29日	計 9 件

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第79号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高

齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第 5 期	平成30年12月29日 (第 4 期分)	計 1 件

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第80号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第 1 期	平成30年12月29日	計 2 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 2 期	平成30年12月29日	計 2 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 3 期	平成30年12月29日	計 4 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 4 期	平成30年12月29日	計 5 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 5 期	平成30年12月29日	計11件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 6 期	平成30年12月29日	計28件

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第81号**

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年12月18日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降	平成31年1月4日 (第1期分～ 第5期分)	計1件

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第82号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月27日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第83号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月27日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**多 摩 区 公 告**

**川崎市多摩区公告第90号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	普第7期 以降	平成31年1月4日 (第7、8期分)	1件
平成 30年度	介護 保険料	特第8期 以降	平成31年1月4日 (第8期分)	1件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第91号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年12月29日 (第1期分)	計12件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年12月29日 (第2期分)	計11件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年12月29日 (第3期分)	計14件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年12月29日 (第4期分)	計19件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成30年12月29日 (第5期分)	計26件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成30年12月29日 (第6期分)	計73件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第92号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第7期	平成31年1月4日	7件

(別紙省略)

**麻 生 区 公 告**

**川崎市麻生区公告第73号**

公売公告兼見積額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

平成30年12月12日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第74号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計2件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第75号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年12月29日 (第1期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年12月29日 (第2期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年12月29日 (第3期分)	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年12月29日 (第4期分)	計8件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成30年12月29日 (第5期分)	計14件
平成 30年度	国民健康 保険料	過随10 月	平成30年12月29日 (過随10月分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成30年12月29日 (第6期分)	計46件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第76号**

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第77号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地

方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月18日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第6期	平成30年12月29日 (第6期分)	計1件
平成 30年度	介護保険料	第7期	平成30年12月29日 (第7期分)	計9件

(別紙省略)

#### 川崎市麻生区公告第78号

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月19日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

**正 誤**

川崎市公報第1,761号（平成30年12月25日発行）3441ページ中「~~川崎市~~公告（調達）第468号」は「川崎市公告（調達）第468号」の誤り。